

平成28年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成28年9月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年9月7日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年9月7日	15時46分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員		3番	末次明	4番	栗野久明	
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 鶴田勝美		（係長） 久保山晃治		（書記） 高木英斗
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	こども課長	鶴田しのぶ		
	副町長	酒井英良	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	阿部一博		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	こども課保育園長	高木久幸		
	健康福祉課長	中牟田文明	まちづくり課参事	毛利博司		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 栗野久明
- (1) 上水道用の鉛給水管使用による健康被害について、
町の認識と現在この問題にどう取り組んでいるのか
- (2) 公共施設等総合管理計画はどのようなプロセスで立案されているのか
2. 品川義則
- (1) 基山町のこれからの農業政策について
- 日程第2 議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第4号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第5号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第15 認定第1号 平成27年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第17 認定第3号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第18 認定第4号 平成27年度基山町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 報告第4号 平成27年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第20 報告第5号 基山町一般会計継続費精算報告について
- 日程第21 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第22 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

これより栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○ 4 番（栗野久明君）（登壇）

皆様こんにちは。4番議員の栗野久明です。傍聴席の皆様、多忙な中での傍聴、まことにありがとうございます。議員の一般質問は、私を含めてあと2名となりました。より住みやすく、安心・安全な基山町を求め、精いっぱい皆様を代表して質問したいと思いますので、最後までよろしく願いいたします。

きょうは、上水道の安全性についてと公共施設等総合管理計画関連の2点で質問させていただきます。

1点目は、2市4町の構成団体であります佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町の一部事務組合である佐賀東部水道企業団が供給する上水道で使用している鉛給水管が人体に与える健康被害について質問します。

事業主体が外部団体であることから、細かい数値の質問は避けて行うつもりですが、答えられる範囲で結構ですので、お願いいたします。

では、これより先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問に入ります。

1項目めとして、上水道用の鉛給水管使用による健康被害について、町の認識と現在この問題にどう取り組んでいるのかをお伺いします。

(1) 基山町の鉛給水管の使用実態をお示してください。

(2) 現在まで基山町で鉛給水管使用による健康被害はあったのか、お示してください。

(3) 基山町で鉛給水管を別材料に改善しようとしている実態はあるのか、お示してください。

(4) 個人が改善しようと考えた場合、現行ではその費用負担はだれが行うのか、お示してください。

(5)この点について、佐賀東部水道企業団との協議は過去にあったのか、お示してください。

(6)現状を踏まえ、今後、この問題にどう対処していくのか、お示してください。

2項目めは、公共施設等総合管理計画についてです。

これは昨日、久保山議員が類似質問を行っています。本来、質問内容が重複しないようにしなければと思っているところですが、12名の議員が全て違う質問となれば、逆にそんなに基山町に問題が山積しているのかともとれます。なるべく違う切り口での質問となるように努めたいと思いますが、基本は公共施設を今後の財政を考えた場合、どう維持し、統合、廃止等を含め考えていくのか質問します。

そこで、2. 公共施設等総合管理計画はどのようなプロセスで立案されているのか伺います。

(1)今後基山町の税収は下がっていくと想定されるが、一般会計予算の歳出に大きくかかわってくる公共施設の維持管理や統合・廃止の推進方針をお示してください。

(2)公共施設等総合管理計画はどのようなプロセスで立案されているのかお示してください。

(3)公共施設の利用状況は、指定管理者に委託しているものについては状況把握ができるが、それ以外の施設はどういう手段で行うのか、お示してください。

(4)今後も必要な公共施設をどう管理していくのか、お示してください。

(5)立地適正化計画は立てているのか。その必要性はあるのか。なければ、何をもって公共施設等総合管理計画を立てているのかをお示してください。

(6)基山町の第5次総合計画を基本として立案するこの計画が、町の厳しい財政想定推移を考慮して、おのおのの整合性はとれているのか、お示してください。

以上2項目、12点について1回目の質問とします。御回答のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

議員の皆様、それから傍聴の皆さん、おはようございます。

それでは、栗野久明議員の御質問に御回答させていただきたいと思います。

1. 上水道用の鉛給水管使用による健康被害について、町の認識と現在この問題にどう取り組んでいるのかという御質問でございますが、(1)基山町の鉛給水管の使用実態を示せ。

平成27年度末現在で、給水件数は5,693件のうち、1,256件、約22%で鉛給水管が使用されております。

(2) 現在まで基山町で鉛給水管使用による健康被害はあったのか示せ。これまでに鉛給水管使用による健康被害の報告はあっておりません。

それから、(3) 基山町で鉛給水管を別材料に改善しようとしている実態があるのかを示せということでございますが、佐賀東部水道企業団において、平成18年度から平成32年度をめどに、鉛給水管の取りかえ工事が行われているところでございます。平成27年度までに1,224件が鉛管からポリエチレン管に取りかえられているところでございます。現在、まだ鉛給水管でございます1,256件全てにつきまして、平成32年までにポリエチレン管に取りかえられる予定でございます。

(4) 個人が改善しようと考えた場合、現行では、その費用負担はだれが行うのかを示せということでございますが、(3)でお答えしたように、佐賀東部水道企業団が計画的に行う鉛給水管の取りかえ工事については、水道企業団の負担で行うため、個人負担は発生しません。ただ、その企業団以外に、個人が改善しようとした場合につきましては、原則個人負担になります。なお、そのようなお考えをお持ちの場合は、その連絡を佐賀東部水道企業団にする必要がございますので、よろしく願いいたします。

(5) この点について、佐賀東部企業団との協議は過去にあったのかを示せということでございますが、鉛給水管の取りかえについては、計画当初より佐賀東部水道企業団議会後の全体協議及び幹事会等において、その進捗状況の報告等がなされているところでございます。

(6) 現状を踏まえ、今後、この問題にどう対処していくのかを示せということです。先ほども申しましたように、平成32年度までに佐賀東部水道企業団管内においては全て取りかえが完了する予定でございます。基山町としては、取りかえがなるだけ早く完了するように、これまでも要望しておりますけれども、今後とも強く要望していきたいというふうに考えているところでございます。

2. 公共施設等総合管理計画はどのようなプロセスで立案されているのか。

(1) 今後基山町の税収が下がっていくと想定されるが、一般会計予算の歳出に大きくかわってくる公共施設の維持管理や統合・廃止の推進方針を示せということでございますが、この答えは久保山議員の公共工事の質問の最後の質問、4番目の質問でございましたけど、それと同じ答えになりますけれども、公共施設等管理計画に基づいた施設の維持更新等の基

本的な考え方といたしましては、まず第1段階として、施設ごとの状況を毎年確認し、施設カルテを更新します。そして、そのカルテを検証し、年度推移等を見ながら、個別計画を策定いたします。

第2段階として、施設ごとの個別計画を統合し、財政計画との整合性の検証を行い、整合性がとれないものは、計画自体の見直しや実施時期の変更等の調整を行うものでございます。

また、それぞれの個別計画の段階では、将来の人口総数の推計や年齢構成、利用状況等により、複合化や廃止など、各施設のあり方の検証を行うこととなります。

(2) 公共施設等総合管理計画はどのようなプロセスで立案されているのかを示せ。

施設担当課から提供された全施設のデータをもとに、契約業者が全件、実地点検を行い、状況をまとめてカルテ化いたしました。そして、各施設ごとに建物評価での13項目、利用性評価での5項目、経済性評価での4項目ごとにランクづけを行い、総合的にまとめたものをその施設の評価としております。

その評価と今後の方針をまとめたものが基山町公共施設等総合管理計画となっておりますのでございます。

(3) 公共施設の利用状況は、指定管理者に委託しているものについては状況把握ができるが、それ以外の施設はどういう手段で行うのかを示せということですが、公共施設の利用状況は、指定管理施設につきましては、担当課が指定管理者から報告を受けて把握しているところでございます。直営の施設につきましては、不特定多数の住民の方が利用いただく施設の利用状況の把握は困難な状況ではございますが、利用いただいた方が確定できる施設については、利用申請書により人数等の把握をいたしているところでございます。

(4) 今後も必要な公共施設をどう管理していくのかを示せということですが、それぞれの施設の担当課の係長をメンバーとした公共施設等総合マネジメントチームを設置し、今後の維持の方法の検討や施設ごとのカルテの更新により現状を把握し、管理を行ってまいります。また、施設ごとに個別施設計画を策定し、維持更新等の将来的な計画といたすところでございます。

(5) 立地適正化計画を立てているのか、その必要性はあるのか、なければ何をもって公共施設等総合管理計画を立てているのかを示せ。答えといたしましては、立地適正化計画は、本町では策定しておりません。公共施設等総合管理計画では、大規模改修や更新必要な時期がおおよそ確認できますので、その時点での人口総数や将来推計により必要な施設の容量の

増減の判断材料にしていくものと考えているところでございます。

(6) 基山町の第5次総合計画を基本として立案するこの計画が、町の厳しい財政想定推移を考慮して、おのこのの整合性はとれていくのかを示せということでございますが、中長期財政計画には、公共施設等総合管理計画による維持修繕等の費用を維持補修費として算入しており、また、更新していくこととしております施設については、その見込み額を普通建設補助事業に算入し、中長期財政計画と公共施設等総合管理計画の整合性をとっているところでございます。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

再質問の前に、執行部と各議員には「鉛給水管とは」と題したA4の用紙を印刷物で示しております。これを見ながら説明いたしたいと思いますので、ごらんください。

まず、上段の布設イメージ図では、配水管と書かれた部分ですが、本管になります。それから、水道メーター、またはその先まで、この絵でいきますと赤線の部分ですね、ここで使用している可能性があるということで、場合によっては水道メーターまででとまっている部分もありますし、宅内のほうにちょっと入り込んだところまで布設している箇所があるということで資料としてはあります。

それから、下段の布設現況ですが、鉛管というのは、掘削していろんな石積みがあったり、岩盤が出てきたりとか、いろんな状況が考えられます。そういった場合に、当時はその地形に追従しやすいということで、鉛管、皆さんも御存じだと思いますけど、魚釣りの鉛とか、ああいったのは柔らかいんですね。こういった材料でできていますので、地形に物すごく追従しやすく、施工しやすいということで、当時は使用されておりました。これが、一応鉛を使っておるということで健康被害を、水道水に溶出して、それが体内に入っていくと健康被害を生じるということで、国、厚生労働省になりますけれども、それを懸念しまして、平成4年に鉛の水質基準を0.05ミリグラム・パー・リットル、1リットル当たり0.05ミリグラムの基準を設けました。これが平成15年の4月には、安全性をより高めるために、世界保健機構（WHO）がこちらの基準値を使用するというので、再度厳しい、厳格化した数値を提示されました。これが0.01ミリグラム・パー・リットルということです。それによって、そ

ういった通知が来まして、平成4年ぐらい、またそれ以前もあれですが、各全国の水道事業をやられているところは布設がえをしていったという状況があります。

ただし、これは個人負担になっていたり、いろんな自治体とか、場所によって違いがありまして、個人負担のところは非常に復旧していないという現状があります。今現在でも余り復旧されていないということが伝えられております。

現在、佐賀東部水道企業団では、先ほどの回答のとおり、個人負担ではなくして、企業団の計画する取りかえ計画ですれば、個人負担はないということで回答されております。そういったことが現状であります。

そこで、2回目の質問に入らせていただきます。これからは一問一答でお願いいたします。

まず、1点目の(1)についての再質問です。最初の質問は町長に御回答願いたいと思います。町長の回答で、平成27年度末現在で1,256件、これは全体のパーセントにすると約22%という回答がありました。給水件数の約4分の1に近い数字で、率直にこの数字を私聞いた場合に、かなり多いかなと、使われている場所が多いかなと思いましたが、町長はこの数字をどうお感じでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

栞野議員のおっしゃるとおり、数字的にまだまだ残っている部分が多いので、32年の完了が間違いなくするように、佐賀東部水道企業団にさらに強く要請をしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

ここで、2市4町の構成団体別に、佐賀東部水道企業団が公表している数値をちょっと申し上げたいと思うんですが、これは平成25年ですから、さらにさかのぼって2年前になります。平成25年の4月現在の数字でちょっと出ていますので、この数字でいきたいと思いますが、佐賀市で33件、神崎市で718件、吉野ヶ里町で553件、基山町で1,608件、上峰町で410件、みやき町で1,715件という数字が読み取れました。全体で見ると、みやき町に次いで2番目に改良ができていない状況であります。

そこで、具体的に、基山町ではこれを使用されている箇所は把握されていますでしょうか。
どなたかお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

私も役場に入って数年して、水道課のほうにおりまして、まさしくこの配られた資料のような施工方法で、その当時は施工しておりましたので、この辺についてはよく把握をしているところでございます。

今現在、基山町でまだ鉛管の状態である地区につきましては、けやき台の一丁目と二丁目で、昭和時代に開発されたところですね。あと園部団地、それから、宮浦の湧水によりまして、水資源開発公団が整備をした箇所があります。その部分、あと、桜町、神の浦の一部と白土の一部ということですね。あとは点在しているということでした。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

私も、けやき台のほうですけれども、当時、水道の仕事をやったという方からの情報では、一丁目、二丁目は、これが平成元年ちょっと過ぎたぐらいですね、平成3年ぐらいになりますので、まさにその時期までは使用していたということで、その後、三丁目、四丁目付近になってきたらもう材料が変わったということで、今言われることが大体把握されているということで安心しました。

それで、この点についてはまた後にちょっと出てきますので、後日で結構ですので、そこら辺の場所がわかるものを資料でいただけないでしょうか。

それから、(2)についての再質問です。

(2)については健康被害の報告について聞いておりますが、現在のところまで報告は上がっていないという回答でした。上水道に溶け込んだ鉛が体内に蓄積された場合の健康被害についてどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

一般的には脳や神経に障害を与えるというふうに言われております。ただ大量に、例えば、釣り道具の鉛をなめたとかいうふうに、急激に摂取をすると感覚麻痺とか人格変化とか、嘔吐、腹痛、その他筋肉の痛みとかが出るというふうに言われておりますけれども、水道の基準の範囲では症状は出ないというふうに言われております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

課長の言われるとおり、私もちょっと調べてみまして、概略でいきますと、一般に取り込んだ鉛はまず体内に蓄積されると、これが大きな鉛の特徴になります。だから、それを取り続けると健康被害が出てくると。ただ、一様に受給者の恐怖をあおるつもりで言っているわけではございませんが、蓄積されていくと、その濃度が高くなると神経の障害や、それから、貧血、頭痛、食欲不振等の中毒症状が出てくると。それから、乳幼児とか幼児、または妊婦でおなかの中に入っている胎児、こういった人たちというか、そこら辺の方は非常に感受性が高いということで反応が早く出てくる可能性があるということで、先ほど課長が言われていましたとおりに、適切な使用方法、注意喚起ですかね、これをやれば、ほとんどの人体に支障を来さないという文献もあります。どういった注意をしていくのかということ、適切な使用方法というのは、数日使用しなかった、例えば、3日間ぐらい遠出をしたという状態になりますと、水はとまった状態、蛇口を閉めていますから、本管から合い中は水がとまっております。とまった時期に鉛管からの溶出があるということは、このとまった水を使わない、飲まない、体に取り入れれないということをやれば、ほとんど健康被害は出てこないということで、数日使用しなかった場合は、朝一番の水は飲料に使わないということで、洗顔水とか洗濯水にしてもらって、そういった注意をしていけば、バケツ一、二杯の水でそこら辺の健康被害が出てくるような状況にはならないということです。

ただ、この状況が皆さんに果たしてどれだけわかってあるだろうか。佐賀東部水道企業団のウェブで調べてみますと、一部分はそういったことの注意を促している文書があります。過去においても、基山町として出したのかどうかというのがありますがけれども、そういった文書とか絵とかが流れておれば、そういったものが防げていけるんじゃないかなと。これは先ほど言いましたように、決して恐怖をあおるものではございませんので、ただ、そういっ

た情報が個人に行っていなければ、わからないで使って、そういう感受性の高い方が発症してしまったとなれば、私は聞いていなかったとか、そういったことのほうの自治体への不信感とか、そういったもののほうがちょっと怖いですから、ここら辺は必要なことじゃないかと思えますけど、この点についてお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

昨日の大久保議員の質問でも、そういったふうなニュアンスの質問があったと思います。

私も佐賀東部水道企業団のほうに、今言われたことと同じことをホームページとかに載せていますじゃだめじゃないですかというふうなことを申しています。そしたら、今、鉛給水管を使ってある家庭にチラシを作成して配布をしたいということでございましたので、その辺もまた強く要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ぜひお願いしたいと思います。

また、先ほど当初言いました使用されている箇所が把握されているのかという質問をしたのは、そういったことで、全然関係ない方にはそこは必要ないかと思えますけれども、実際に使われていると思うところが確定しておるのであれば、そこを重点的に渡してもらえれば、そういった注意した水の使い方になるんじゃないかと思えますので、ぜひお願いしたいと思います。

じゃ次に、(3)(4)(5)についての再質問を行います。

(4)の回答で、原則個人負担となるということ、これは個人がそういうことを考えて、自分で先にやりたいというふうに考えられる人もおった場合のことで聞きましたけれども、個人負担となりますということで、これらの工事費は、1件当たり30万円から40万円と言われてはいますが、場所によっては物すごく金額が高い、100万円を超える場合もある。延長が長かったりしますので、そういった費用がかかるということで、個人負担ではとても解決できない状況かなという気がします。

そこで、佐賀東部水道企業団が平成32年度を目途に取りかえ計画を立てているということ

で報告がありましたが、隣の鳥栖市、こちらは水道局になるんですかね、独自でやられている水道のものがありますけれども、こちらでは、平成20年に水道ビジョンを計画して、年間1,000件取りかえ作業をやっていくと。これは計画ですから、実際はちょっと私もはっきりわかりません。けれども、その計画の時点では、今度、平成25年度には安全な水を供給しますという計画を立てられておりました。とすれば、もう既に計画どおりに行っておれば終わっているというような状況であります。隣の大きな市ではありますけれども、そういったことで既に終わっているところもありますので、基山町は町長が首長として議員ですかね、ここでいう議員でなっておられますので、今までも言っていたと思いますけど、議会の場で町長代表で行かれておりますので、一日でも早い計画の見直しをお願いしたいと、提案してほしいと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もちろん、議会でもそうでしょうけど、それを待たずに水道企業団のトップにそういう話をこれまでもしてきたつもりですけど、人事異動とかもあっておりますので、またきちんとさせていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

佐賀東部水道企業団の今後の運営については、まさしく人口減少、供給している市町が人口減少しているということで、鳥栖市は人口が増しているから、そこら辺の問題はないかもしれませんが、人口が減るということは、供給先のお金をいただける、水道料金をいただける場所が少なくなっているということで、かなり今後の水道料金の値上げとか、それから、水道設備の維持管理が厳しくなってくるということで、いろんな経営が難しくなっていくのかなという気はいたしますけれども、この水を供給する以上、安全なものを供給していただきたい、供給するべきだと思いますし、また、構成団体である基山町もその点においては責任が生じると思いますので、ここはひとつしっかりお願いしたいと思っております。

では、2項目めの(1)について再質問を行います。

ここで、(1)で第1段階で(4)のところで聞いたことになるのかなと思いましたが、公共施設

等総合マネジメントチーム、各課長を代表にチームを立てて、施設カルテの更新を行うとしていますが、公共施設等総合マネジメントチームでの第1段階は各課長がやっていくと。執行部で策定していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

このマネジメントチームのメンバーは、各施設の担当課の担当係長でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。

第2段階に入りますと、施設ごとの個別計画を統合し、財政計画との整合性の検証を行うと。また、そこで計画自体の見直しとか、実施時期の変更等があった場合は調整していくということがありますけれども、この作業はどなたが行いますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

原案づくりは、先ほどお答えしました公共施設等総合マネジメントチームで、原案は協議をいたしてまいります。それをまた上のほうに上げまして、決裁をいただいて、議会のほうとも協議をお願いするということになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今の説明でいきますと、ここまでの作業は全て執行部のほうで策定するというので理解してよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

原案は、先ほど申し上げましたように、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

個別計画の段階で、将来の人口総数の推計や年齢構成、また利用状況によって複合化や廃止等、各施設のあり方を検証するということがありますが、これは具体的にはどのような方法で検証するのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

建設時の人口規模とかがありますので、もし仮に人口が減少するようなことがあったりすれば、2つの施設を1つにしたり、目的の違う施設を1つにして、例えば、1階をある目的、2階を別の目的というふうな施設に統合するということが考えられますけれども、その際は、もちろん、議会のほうとの協議も必要ですし、町民の方の御理解とか、そういうことも必要になってくるというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この人口総数の推計とか、年齢構成とか、ここら辺は財政のほうの絡みだと思えますけれども、利用状況等になってきますと、これは少し民意の部分が入ってくるのかなという気がいたしますが、この時点での民意の意見は反映されるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

どういう施設でもなくなったら困る方がいらっしゃいますので、その際に、原案はこちらのほうでつくるかもわかりませんが、その際には意見交換会とか、パブリックコメントとかで町民の御意見を伺う場は当然つくっていくということになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では(2)、(3)についての再質問です。

プロセスについてはよくわかりました。(3)の質問とダブってくる面があるかもしれませんが、先ほどの利用性の評価についてどのような手法で行うのか、いまして説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

例えば、きのう、久保山議員の御質問にもございましたけれども、施設的には古くて更新が必要で、もう建てかえも莫大な費用がかかって、なかなかそういう事業もできないということでありまして、利用者が多ければそれ相応の更新とか大規模改修とかをする必要がありますので、その辺で利用性の検討という部分を加えているというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

昨日の久保山議員とのやりとりにもありましたが、私もここでは現場の声が大事だなという気がいたします。利用者の方の声というのは民意になりますが、それから実際にそれを運営されている職員の方、各担当者、それから本当の現場の管理を行っている指定業者等々の意見は十分吸い上げていってほしいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほども申しあげましたように、その際には各方面とお話をしますし、意見交換会、それとかパブリックコメントとか、あらゆる方法で住民の皆様とお話をして、廃止なり、統合が必要な場合には実施はしていきたいというふうに考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

よろしくをお願いします。

次に、(4)についての再質問に入ります。

(4)では、今後も必要な公共施設をどう管理していくのかということで聞いたんですが、具体的に二、三挙げてみての質問をお答えしていただきたいと思います。

今後も必要な公共施設の一つに葬祭公園があります。現段階ではどのような計画で一応でき上がっているのか、説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

葬祭公園につきましては、維持メンテを図って、長寿命化を図る施設として位置づけをしております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この葬祭公園については、各議員が今まで議論されて、先ほど言われたように、メンテが行き届いているから、お金のかからない方法となるのかもしれませんが、経済性も考慮して長寿命化のほうに行くということで、現段階では進んでいっていると思います。

ただ、意見がいろいろありまして、例えば、木村議員が前回言われましたような、田主丸町との共同というか、お願いしてやるやり方はないのかとか、また、場所の問題、非常に高い場所にあるから、豪雪の問題も今回ありましたけれども、そういったものを考慮しての考え方もあります。お金をかけてしまえば、当然その時点までの計画は進むと思いますけれども、これは時期がずれていっての場所の見直しとか、再検討の可能性はあるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

まず、新しい施設を建てるのかどうかと、その検討もその前には必要ではないかというふうに思います。そのときに、基山町の人口がどれくらいなのか、例えば、4億円とかいう金額が仮にかかるとしたら、後の世代に負担を強いていくことになりますので、その時点の人口とか基山町の財政力とか、そういうことは恐らく今から15年後ぐらいには判断をしなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。そのときに、新しい土地を買って、そこ

に建てるだけの財政力があるのかということも重要な検討課題になるのではないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この計画が30年間を見通しての計画ということですが、見直しを途中、途中で入れながら検証していくということからすれば、確かに言われるように、今の段階ではお金をかけなくても、豪雪があった場合はよそのを借りて、前回やったようなやり方をやって、使える間は使っていこうと。ただし、それ以上の長寿命化が図れないとなれば、当然その時点での町の財政状況を考えながら、真剣に考えていかなければいけないのかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、旧歴史民俗資料館、旧図書館ですね、現段階ではどのような計画になっていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

現時点では、資料館として使っていきたいというふうに思っております。ただ、こちらの施設が実松川の河川改修にかかるかもしれないというところで、まだ計画自体が確定をしておりませんので、その河川改修とも絡めて、その時点での方向性の原点という形になるかと思ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。

施設の複合化や廃止等は、財政面との整合をとる上で大事な作業になっていくのかなということで、当然、もう使わないという状況であればすぐ廃止でしょうけれども、後利用とかの関係、タイミングとかを見ながら、そういった施設の運用というか、廃止を含めて、維持管理もメンテでお金がかかっていきますので、ひとつそこら辺は大事な作業となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、(5)についての再質問に入らせていただきます。

立地適正化計画の必要性については、これは私も6月定例会で質問いたしましたこともありまして、基山町としては策定しないということで、私も基山町は既にコンパクトシティーであるということで、あえて大きな箱物をどういった配置にしたらいいのかとかいうような検討はしなくてもいいのかなという気がしております。それについての異論はございません。

今後、新たに計画する公共施設等が、今ある施設じゃなくて、箱物で公共施設はないのか、あればその都度計画の修正をかけるのか、その点について質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回の公共施設等総合管理計画は、今ある施設をどのように管理をしていくかという計画ですので、新しく新設の部分については、計画の中には含んでおりません。

今回、立地適正化計画のお尋ねをいただいていたけれども、ある一面だけかもしれませんけれども、例えば、合併をした町村とか、そういった場合には公共施設の管理計画の策定時は必ず必要かもわかりませんが、今回は必ずしも必要ではなかったということでございます。（「新しい施設ができれば計画を見直しするのかということ」と呼ぶ者あり）それはその都度加えていきますので、見直しはしていきます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

確かに、今ある施設での計画となるんですが、新しいものをまたその後、残った時間でどういった計画を建てるのかというのは随時見直しが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(6)についての再質問をいたします。

財政面でのフォローアップという面がありましたけれども、基山町公共施設等総合管理計画チーム、これは仮の内容でいただいた資料、全員協議会のとときやったですかね、いただいた資料でありますから、この仮の資料でのチームはどのようなメンバーになるのか、お知らせください。

○議長（鳥飼勝美君）

財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど申しあげました施設の担当課の係長ですけれども、内容を申し上げますと、総務企画課、健康福祉課、こども課、住民生活課、産業振興課、建設課、まちづくり課、教育学習課、財政課の施設の担当をしている係の係長でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

であれば、名前が確定しておった分のチームということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先日、第1回目の会議をしまして、会議の名前としましては、基山町公共施設等総合マネジメントチームというのが正式名称でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ちょっときょうは時間が早く終わりますけれども、久保山議員とダブった部分もありまして、それ以上聞いてもまた重複する部分が多いと思いますので、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時23分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○11番（品川義則君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員の品川義則でございます。

傍聴者の皆様、お忙しい中、傍聴いただき、心からお礼を申し上げます。頑張れということですけど、あんまり期待には応えられないと思いますけど、よろしく願いいたします。

冒頭何を言おうかと本当に悩んだんですけども、最後ということで、オリンピックも言われました、夏の暑かったことも言われた、熱中症も言われた、全て言われました——と思ったら、きのうは私の誕生日でありました。60回目です。還暦ということで、「本卦がえり」ということも言われておりますので、議員になった初心を忘れずに、自分の役割を全うできるように、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いをいたします。

では、一般質問に入っていきます。

今回は、基山町のこれからの農業政策について質問させていただきます。

まず、(1)農業委員会法改正について。

ア、農業委員会改革で農業委員の選任方法が変わりますが、定数の見直しは行われるのでしょうか。

イ、農地利用最適化推進委員は設置をされるのでしょうか。

(2)農業再生協議会水田フル活用ビジョンについて質問させていただきます。

ア、不作付地、耕作放棄地対策は具体案があるのでしょうか。

イ、平成30年の減反対策の廃止を受けて、基山町農業への影響はどのようなのでしょうか、お尋ねをいたします。

次、(3)アスパラ農家の大雪災害後の支援についてでございますけれども、これは昨日の木村議員の質問の中で同じような質問をされましたので、そのときと同じような答弁でございましたら、同じですよということで内容については割愛されても結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

ア、今後の具体的な支援策はあるのでしょうか。

イ、農地転用などはできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

(4)中間管理機構（農地バンク）について。

ア、耕作放棄地、農地の集約化を図ることは行わないのですか。

イ、農業経営の法人化は今後も推進していかれるのでしょうか。

ウ、生産現場の強化のために担い手への農地集積・集約化は行われないのでしょうか。

(5)六次産業化の進捗状況についてお尋ねをいたします。

ア、各事業の今後の見通しはどうなっていますでしょうか。

最後に、イ、基山PAふるさと名物市場は今後も運営をされていくのでしょうか、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

3日間にわたる一般質問も、いよいよ最後になりました。また心して進めたいと思います。

それでは、品川義則議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

まずは、基山町のこれからの農業政策について。

(1)農業委員会法改正について。

ア、農業委員会改革で農業委員の選任方法が変わるが、定数の見直しは行うのかということですが、本年4月1日で農業委員会等に関する法律が改正施行され、農業委員の選定方法を初め、農地利用の最適化の推進が役割として明確化されるなど、法律制定以来65年ぶりの大改正となっております。

農業委員会の定数につきましては、同法律施行令により基山町の定員の上限は14名となっております。農業委員の選出方法も、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

なお、農業委員の任命に当たっては、原則、認定農業者が過半を占めること、それから利害関係を有しない者を1名以上含めること、女性や青年の登用促進に配慮することが求められています。

定数の見直しについては、町、農業委員会及び町内の農業関係者から成る検討委員会を設置し、新制度へ移行するための課題等を整理する中で検討してまいることにしております。その後、検討委員会の議論を踏まえ、町として定数を定め、12月定例会に上程する予定でございます。

なお、農業委員会の定数は、農地利用最適化推進委員との関係もありますので、現段階では未定でございます。

イ、農地利用最適化推進委員を設置するのかということですが、農地利用最適化

推進委員も、同法律施行令により基山町では3名設置することになります。

なお、設置に当たっては、農業委員会が区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集し、その結果を尊重して農業委員会が委嘱します。

(2) 農業再生協議会水田フル活用ビジョンについて。

ア、不作付地、耕作放棄地対策の具体案があるのかということですが、耕作放棄地、荒廃農地対策としては、中山間地域の農地に適合するような新たな農作物として、キクイモや万次郎かぼちゃなどの導入を検討しております。また、エミュー事業についても、耕作可能な状態で農地を維持し、周辺農地への獣害対策にも一定の効果があっているところでございます。

イ、減反対策の廃止を受け、基山町農業への影響はどうかということですが、減反政策の廃止に関する御質問は、国の米政策の見直しにより、平成30年産から行政による生産目標数量の配分を行わないことを指しているというふうに思いますので、その前提でお答えさせていただきます。

現在聞いておりますのは、都道府県、地域段階の協議会において作物ごとの作付ビジョンを策定し、適宜、非主食用米、麦、大豆等への作付を誘導しつつ、生産者や集荷業者は、これらを踏まえて経営判断・戦略に基づき生産、販売計画を決定することになっています。

一方で、現在の配分方式が全廃されるものではなく、あくまでも現在の方式や市町ごとの作付割合等を踏まえたものになっていくと考えております。

(3) アスパラ農家の大雪災害後の支援について。

ア、今後の具体的な支援策はあるのかという問いでございます。

多くの部分は木村議員の回答と一緒にございますが、一部違いますので、繰り返しの部分も含めまして回答させていただきます。

本年1月25日の大雪により被害を受けたアスパラ農家数は12戸で、ハウス40棟、8,622平方メートルでした。

町では、倒壊したハウスによる荒廃農地化を防ぐとともに、アスパラガスの春芽の時期を間近に控えていたことから、ボランティアによる撤去作業を行ったところでございます。その後、県が大雪被害対策で設けました、佐賀施設園芸等被害対策事業を活用し復旧を働きかけた結果、現在3名の方が事業を活用し再建を行っており、ほか3名は自力再建をされています。その結果、アスパラガスで再建した農家は6戸、3,494平方メートルであり、被災面

積の約4割となっております。また、ほか1名は再建を検討中でございます。昨日の御回答に加えて、被災面積の残りの6割についても、今、露地栽培を農家の方はやってあるところでございます。

それから、新たな答えとして、今後の具体的な支援策につきましては、大雪被害の対応としてのものは一旦区切りをつけて、被災農家以外も含めた農家の支援策として、施設園芸の振興について今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

イ、農地転用などはできないかということですが、倒壊したハウス撤去後の農地は、野菜等の作付によって農地として使用されています。農地転用につきましては、他の要件等を加味して判断すべきことと考えるところでございます。

(4)中間管理機構（農地バンク）について。

ア、耕作放棄地、農地の集約化を図るのかということですが、御質問の趣旨は、農地中間管理機構等を活用した農地の集約化であると考えますが、集約化のためには各地区において受け皿となる担い手の農家、法人、集落営農組合等がどのような形で今後、地域農業を維持していくのかの議論が先であると考えます。

一方で、集約化し生産コストを下げることは重要であります。中山間地域においては基盤整備も十分でなく、一農家が集約化してもコスト削減につながる要素は少ないため、集落営農組合等における共同作業の確立等も同時に進めるべきことと考えています。

イ、農業経営の法人化は今後も推進していくのかということですが、農業生産法人につきましては、農地法の改正施行により農地所有適格法人と名称を変えておりますが、現在、町内では2法人がそれに該当します。

今後の法人化の取り組みにつきましては、まず、法人化を目指されている農業者がいるかどうか、いらっしゃれば農業改良普及センター等と連携して支援してまいります。

ウ、生産現場の強化のために担い手への農地集積・集約化は行わないのかということですが、基山町では本年4月、町内の3集落営農組合を初め、農業関係者、産業振興課をメンバーとし、基山農業活性化協議会を設立しました。この協議会に農地利活用部会がありますが、集落営農部会による集落営農のあり方や、活性化事業部会による新規作物の導入等とあわせて議論していくこととしております。

実際の農地集積・集約化については、農業委員会の日常活動の中であっせん等を行っていただいております。加えて産業振興課では、新規就農相談等において農業委員会と連携し、農地

を探しながら新たな担い手への集積・集約化を行っているところでございます。

(5)六次産業化の進捗状況について。

ア、今後の見通しはどうかということですが、昨年、町内で取り組みました六次産業化を目指した事業といたしましては、エミュー事業、微粉末事業、発酵食品群開発事業、竹チップの厩肥化事業がありますが、これらにつきましては、いずれの事業も地域における連携を核とした事業として本年度も継続しているところでございます。

また、加えて観光農園を誘致し、観光と農業の連携による六次産業化の検討もやっていきたいというふうに考えております。

イ、基山PAは今後も運営していくのか。

これは、ふるさと名物市場のことだと思いますが、基山PAふるさと名物市場は、今後も基山町特産品等の独自販路として取り組んでいきたいと考えております。また、販路だけではなくて基山町の情報発信基地としての機能も強化させていただきたいと考えており、地方創生加速化交付金で取り組んでいる魅力ある空間形成プロジェクトにおきましても、一つの仕掛けとして考えているところでございます。ただし、PAにおける来年度以降の継続に当たっては、高速道路の関係機関との調整と合意が必要となります。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

農業委員会についてお尋ねをいたします。

12月定例会で上程の予定ということですが、定数が大体14名だったのが、前回13名になったということがありますけれども、あの当時は、これほど町が農政に対して積極的ではなかったと。要するに、今の形とは大きく違っておりますし、この前、講演会があったように、あれだけ多くの農業者がお見えになって講演会をやったというのも初めてでありますし、いろんな組織もできております。それで、中心になって働いていただくのは、やっぱりこの農業委員会の皆様だと思っておりますけれども、それぞれの委員の方が農業に従事しながら、また、いろんなお仕事をもちながらやられている方もありますし、今回の件では、選任については、認定農業者から過半数であるとか、女性、青年、そういった若い方にも入っていただくとか、いろいろの条件もついておりますので、一応定数の上限は14名で

ありますので、現状から1名ふやして、仕事の効率化なり分担の把握なり、そういうことができますような定数の見直しが行われないのか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

定数の見直しにつきましては、町長先ほど申し上げましたとおり、現段階では未定ということでお答えさせていただきたいんですが、今現在、町内の農業関係者、また区長を初め、検討委員会ということで設置させていただきまして、いろんな御意見を聞いて定数の考え方を整理した上で、12月議会に上程させていただきたいと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そうすると、先ほど言いましたように、認定農業者が過半数を占めることが原則となっておりますけれども、基山町の認定農業者は何名いらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今現在6名です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ですと、定数が13名でありますので、選任する場合、過半数ということは7名が必要ではないでしょうか。そうすると、原則を外れて特例を使われるということもあり得るわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

最終的には特例といいますか、認定農業者に準じる者というところから選任をさせていただくということになっていくと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それから、利害関係者以外ということになると、これも1名以上でございますので、2名なのか1名なのか。1名以上ですからね。農地の集約化とかいろんなことで、特にこの利害関係者以外の方——冷静に見れる、またほかの視点から見れる方ですよ。それと、やはり地域に縛られていない方、いろんなしがらみとか、こういう言い方は悪いでしょうけれども、いろんな関係がない方も、お一人よりもお二人入られたほうが、意見の出し方、意見の多様性も出てくると思うので、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

おっしゃるとおり、意見の多様性については重要なことと考えます。ただ、その利害関係者以外というところ、1名以上というところは検討していきますが、では全く農業に精通されていない方でいいのかというようなところもございますので、ここは非常に——実際の数的なところですね、難しい問題だと今のところ思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

全く関係ないということは、利害関係者というのは農業のことを詳しく知っていればいいわけですね。農業者でなくていいわけですよ。だから、学者でもいいし、学校の先生でもいいわけですよ、大学の教授でもいいわけですから。そういった方を範疇の中に入れて選任をされるのか、全くそれとは別に、町内の中から農業をされている方、基山の農家の方からというのは難しいと思うんですけど、町内のそういった方から選ぶのか、どういう基準でその利害関係者以外という方を選任される予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、公募を行いますので、そのような業務を希望される方がいらっしゃれば、そういう

ところを前広に捉えていきたいと思っておりますし、例えばですけれども、行政書士であったり、国・県の農業関係の業務をされて既に御退職されているような方とか、そういう部分については検討の対象にはなっていくんではないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今、公募をされるというお話ですけれども、公募をされることについても、やはり募集をして、どなたでもいいというわけではないと思うので、その公募の選任の条件とか要件とか、いろんなものは町が主導的に、今から——検討委員会もつくられているそうですけれども、そういったとも含めて御意見をいただいて、やはり方針をきちんと出した公募のやり方をしないと、求めているものが少しずれていけば、公募をされても基山町の農業と合わないとか、そういうこともあると思うので、やはり方針をきちんと出すような公募のあり方でやってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

おっしゃるとおりだと思いますが、1つ、今の農業委員会の構成自体は、議会を初め、推薦団体等から推薦されていらっしゃる者と、公選制に係る方、いろんな部分で構成されております。

今後、推薦団体等の取り扱いについては、検討委員会の中で議論していくところではございますが、例えば議会からの推薦に当たりましては、国のほうからの指導といたしまして、委員選任等の同意を行う市町村議会において推薦者となっている事例が、先行して新制度に移っているところの農業委員会で発生していると。この状況について、委員会の選任に当たって著しく公平性、透明性を欠くというようなことで、このようなことは厳に慎むようにというようなところは指導で来ているところでございます。

それで、先ほど言いましたように、例えば共済組合であったり、こういうところからの推薦の取り扱いを今後どのように考えていくかというところは、検討委員会の中で御意見を踏まえながらやっていきたいと思っておりますし、もう1つは、とは言いつつ、各区からの代表的な要素もございまして、そこのバランスをどうしていくかということが今課題かと思っております。

おります。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今、答弁されましたけど、議会枠ですよ、3名おりますけれども、このことを検討委員会で協議されますけれども、議会との協議はいつごろからされるのか、もともとそれはしなくてもいいというふうになっているのか、その辺のところはいかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

前回、全員協議会の場でその推薦枠等の考え方について質問を受けたところですが、その際には、先ほど申しました文書について来ていなかったものですから、未定というような形でお答えしたところでしたけれども、今回、国のほうからそのような文書が来ている中で、先ほど申しましたように、議会の中で同意を行うというような仕組みにおいて、今回選任をしまいらいますので、この議会の推薦枠というところについてはなくなっていくということで考えたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そうしますと、議会枠はなくなるから、そしたらJAとか、ほか2名推薦がありますよね。それもなくなって、今の現状は13名ですけれども、13名が全て町長の選任という形で行われるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

ただ一方で、農業関係者等の御理解を得た上で、町長の選任というところは重要なことと考えていますので、先ほど区の代表的な要素を踏まえまして、どのようなあり方がいいのかというのを今後検討していきたいと考えているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そういうことで強くまたお願いをしたいのは、先ほどの利害関係者以外というよりも、女性と青年ですね、そういった方に入っていただくことが、より身近な問題とか、できた農産物の販路という場合とか、六次産業化となって、ほかの町村を見ても若い方だったり女性の方が非常に主体的にされていますよね。

以前、基山町の農業委員会にもお一人、女性の方が入っていらっしやいましたけれども、いろんな課題があつてちょっと難しいということで1期でやめられたんですけれども、やはりお二人なりを、3人なりの複数の方に、そういった女性枠なり青年枠なり、議員枠とかそういうことがなくなるならば、全体のことを考えて3名なりの複数か、そういった枠を町として提案して検討委員会の中で十分話していただかないと、お一人だけということであるとなかなか難しい部分もあるでしょうし、3つの組合の共乾とかありますから、その枠で、今まではそういった選任とか推薦とかあつていたと思うので、それを基本に考えるならば、女性も3名枠、青年も3名枠と。青年については幾つまでが青年枠かということも、なかなか今の農業従事者の平均年齢から考えると難しい部分もあるかと思うんですけれども、やはり明確にそういった枠を町のほうで主体的に提案されて、協議をしていただくことも大事かと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、女性であっても青年であっても、その任命について積極的に考えていく必要はあると思っておるんですが、ただ、先ほど申されました六次化の推進とか新規青年就農者等の育成強化に当たって、実際行う農業委員会の議決行為の中でどのような関係性を持たせるかというのは非常に難しいかなと思つているところです。

それともう1つ、女性の登用につきましては、政府が定めております第4次男女共同参画基本計画、この中で定めております30%を農業委員会の中でも考えていくようにということでございます。おっしゃるように、1名ではなかなか難しいということで、複数の採用を検討していきたいとは思つているんですけれども、そういうところと、青年の枠ですけれども、先ほど申し上げた国からの指導の文書によりますと、50歳以下というふうなところで明記が

されております。

農業委員会の委員でございますけれども、例えば50歳以下ということで特定の者をそういうことで選任していった場合、その方が、結果的に選任された先のイメージといたしますか、それは今後、基山町の農業を率先して引っ張っていただく者というようなところでも捉えられるような気がしてまいりますので、そういう意味において応じてくださる方がいるかというところは非常に今難しい問題かなと思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今までも選任というのは難しく、やはりいろんな利害関係が絡んできますし、人の財産も絡むことですので、その地域において役割がしっかりされて、信頼されているということが前提になるんですけれども、国のほうから女性の30%というものがあるならば、やはりそれはそれ以上のものを目指していただきたいなと思っています。選任についてはなかなか、50歳以下となると、それこそピンポイントになってしまうと思うので、それは上限が少し緩和されることもあると思うんですけど、女性については、いろんな農業委員会の役割もふえてきますし、分担もできると思うのでですね。

先日、厚生産業常任委員会で民生委員の方と協議をしたんですけれども、そこでも男性、女性の割合とすると女性が多いんですけど、やはり男性が出なきゃいけない場面もあると。それを分けながら、いろんな分担をしながら、うまく回していますよという話をされておりますので、やはりそういったものがこれからの組織については必要だと思いますし、多様な考えを含めていくことが、これからのビジョンを徹底するのも必要なことだと思いますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

次に、農地利用最適化推進委員ですけれども、これについて3名ということでもありますけれども、これは原則100ヘクタールに1名ですよ。基山は308ヘクタールで、小数点は切り上げてなると4名ということもできるかと勝手な考え方も持っているんです。なぜ4名かというと、やはりこれも人手がいっぱい要と思うんですよ。新しい役割で、農地の集約化とか本当に身近に入っていかなきゃいけない方であって、役割が非常に重要な部分でありますし、農業委員会にも出席をしていろんな意見の具申ができるという話もありますので、逆に言うと、農業委員よりもさらに働き方とかいうのが難しい部分があると思うので、3名

よりも多いほうがいいのかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、私、産業振興課長ですけれども、農業委員会の事務局長を兼ねておりますので、県の農業委員会事務局長会議等の中でこの最適化推進委員の議論等を行っております。

それで、ほかの市町も含めまして、非常に今問題というか、課題としておりますのが最適化推進委員と農業委員の業務の仕分けをどうするかというところがございます。既に今、農業委員の方にも農地等のあっせんを行っていただいているわけですので、そういう中で別立てで設置するというところをどのように仕分けていくかという課題がございます。

一方で、例えば二、三千ヘクタール持っているところであれば、20人、30人というような最適化推進委員を設置する必要がございますので、その定数についてはほぼ農業委員と同数、もしくはそれ以上になる市町があります。

一方で、基山町は先ほどおっしゃったように308ヘクタールでございますので、地区の代表という要素ではなくて、複数の地区、もしくは町全体を考えたような形で利用調整をするというような意味合いにおいて推進委員を設置する必要があるのではないかと考えておりますので、その定数についてどのように考えていくかというのは、多ければ多いほうが良いという考えもあるかもしれませんが、一方で、農業委員との業務の仕分け等をどう説明していくか、もしくは実際の業務をどう行っていただくかという課題が残っていると思いますので、できれば定数上3名というような形で検討していきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

一つの考え方としては、農業委員会の補助的な役割も含まれていると思うんですよね。先ほど言った民生委員の活動の中でも相当厳しい部分があるからということで、ほかの市町では福祉協力員という形でサポートをしてくださいということで国のほうはしていたんですけども、基山町は少し形が変わっていますけれども、その意味もこの新しい推進委員というのは含まれている部分があると思うんですよね。そうすると、どうしてもかぶってしまう部分もありますし、権限的に少し分けていけばいいけど、活動はほとんど一緒だと思うんです

よね。目的も一緒でしょうし、逆に言うと、国の政策をより推進していくのがこの新しい委員だと思っていますので、ぜひ仕事が的確に進むように、スムーズに進むように、私は多いほうがいいかなと思うので、もう一回お願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

これは直接関係ないような形ですが、今、集落営農組織の法人化、一本化の中で議論を進めているところなんですけれども、最終的に法人になるかどうかは別としながらも、今現在の集落営農組合の枠を超えた農作業の連携であったり土地利用調整というのは必ず必要になってくると思っております。

先ほど3名と言いますのは、ちょうど基山町内には集落営農組織が3組織ございますので、そういう意味からも3という数字は一つ重要な数字になってくるかと思っております。もちろん今から先、その定数については、農業委員会の定数は農業委員と農地利用最適化推進委員によって構成されますので、全体の枠をどうするかという議論がまずあって、それぞれ農業委員と最適化推進委員の定数をどうするかというところで今考えているところでございますので、御意見は踏まえながら考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の制度の改革については、今後10年から20年後、短いスパンの大きな変化をしなきゃいけないという、やっぱり農地を集約化する、集積化するという意味から、担い手をより多くつくっていく、それから規模を大きくしていくというふうな目的が明確にあると思うんですよね。それに沿った農業政策であらなきゃいけないと思いますし、この農業委員会の制度というのは今のままではないと思うので、形は変わっていくと思うんですね。

一番言いたいのは、基山町がこれだけ農政に対して力を注いでいるということは、農業者の方も非常に痛感されていますので、非常に期待はされています。であるなら、私は、10年ぐらいのスパンで結構ですけども、やはりこの期間は力を注いでいくなら、そういった組織も少し力を持てるような、動きが活発にできるような人員が必要ではないかと思ってこういう提案をさせていただいていますので、御検討をお願いしたいなと思っております。

先ほど言われたように、集落営農組合の一元化ということになりますと、議員枠も3名で、大体がそれを基本として話が上がっていた部分も一時はあるかと思うんですけども、その枠を超えていかないと発展しないというならば、やはり4名という枠も考えられていいのかなと思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、農業再生協議会水田フル活用ビジョンについてお尋ねをいたします。

不作付地30ヘクタールの中で、荒廃農地というものはどれだけあるのか、また、その場所ですね、どのあたりが多いのか、お答えお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

荒廃農地といいますか、耕作放棄地ですね、この面積については、ざっくり言いますと町内で15ヘクタールです。うち、農地へ戻すことが可能としているA判定と言いますのが11ヘクタール、既に山林化等して農地へ戻すことが困難としているB判定が4ヘクタールということになっております。そういうことで、どこが多いかと言われれば、山つきの地域が多いというふうになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そうすると、B判定はなかなか難しいのはわかりますけど、A判定の11ヘクタールをこれからどういうふうな対策で農地に戻すような活動をするのか。耕作放棄地というのがやっぱり一番課題になってきますし、いろんな事業を行う上での制約部分ですよ。だから、市街化区域の中の残存農地をずっと言われると、もうどうしようもない、次の言葉が出ないという形に耕作放棄地というのは言われる部分があると思うんですよ。であるならば、水田で水稻などが無理ならば違う作付をすとか、そういった提案をどうされていくのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今お尋ねはA判定でございますけど、まずB判定のところをどうしていくかというところ

をお話しさせていただきます。

B判定につきましては、昨年からは農地パトロール等含めまして、その場所を特定化しております。その中で、非農地通知という取り組みの中で、もう農地から除外していくという取り組みを今ここ1年やっておるところでございます、その発出に向けて、今、最終的な調整を行っております。もちろんこれは、その農家の方が応じていただけるかどうかということになりますけれども、既に法務局との協議が調っておりますので、まとめて提出すれば無料の中で非農地ということで扱っていきます。ただ、最終的には不法投棄等の問題がございますので、そこは慎重にやろうと思っております。

あと、11ヘクタールの耕作放棄地、俗に言う耕作放棄地ですが、まず1つに、今回いろいろな答弁の中で荒廃農地対策という言葉遣いをさせていただいています。これは国の施策の中で、どちらかと言うと耕作放棄地というのは既に荒廃している、不作付状態が2年以上続いた土地だと思っておりますけれども、それに近づいているような直前の農地、そこをどう取り扱っていくかという観点では、国は荒廃農地対策というような言葉遣いをしております。こちら辺りが非常に重要なところございまして、その11ヘクタールにかかわらず、A判定に近づいているような耕地も含めて新たな野菜等の提案をしていきたいと思っておりますので、その1つがキクイモであったり万次郎かぼちゃであったり。これは、1つには集団的に取り組む必要があると思っております。1つに、生産出荷団体なりで出荷を集約化していくとか、そういう作業がない限りは定着化が難しいと思っておりますので、そのような取り組みは今行っているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

野菜とか、そういったキクイモとかされていますけれども、収益的に今進められている作物がいいのかどうなのか、その辺も重要だと思うんですけれども、進められているキクイモや万次郎かぼちゃというのは、販路もしっかり確実にありますし、収益性にもすぐれているというふうな考えであるわけでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

いずれも今後の取り組みになってまいりますので、その収益性問題については、すぐれているというふうな形で明言できるものではないと思いますが、ただ一方では、町で進めております六次産業化推進の中で、六次産業化に資するような作物としては非常に可能性としてはあるんじゃないかと考えておりますので、そういう意味で推進をしていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今の六次産業化について、エミュー事業ですよね、これが非常に言われておりますけれども、この事業の主体となっているのはどこなのかなというのをもう一回整理をしたいんですけれども、どこが一番主体となってこの事業を進めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

エミュー事業につきましては、当初、日本エコシステムからの委託を受けて、町内で4羽飼いはじめ進められたところですが、町としましては、荒廃農地対策であったり、耕作放棄地対策、獣害対策になるのではないかとという形で、応援という立場でさせていただいております。

ただ、もう今現在、基山ファームのほうに事業主体は移っておりますので、主体という形では基山ファーム、もしくは連携しておりますエコシステムが町内で飼育をしているところです。

町の立場としましては、先ほど言いましたように荒廃農地対策であったり、獣害対策に資するということですので、そのような観点で応援をしたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この事業化をする場合、104羽ということでありまして、どれぐらいの数が必要なのかということと、それから、そのために基山町はこれからこういった支援策があるのか、どうしているのかを考えていらっしゃるのかですね。今までは応援という形でありまして、

もう少し強い政策が必要ではないかと思うんですね。非常にネームバリュー、大分世間にも広まってきましたし、期待も大きく出てきますので、この事業がより早く成果が出てくるような支援策を基山町は打つべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

支援策につきましては、前々回の議会においても、基金等を造成してはどうかというところを含めまして御提案があったところがございますので、検討はさせていただいているところでございますが、一方で、一事業者に対してどのような支援があるのかというところはきちんと整理すべきかなと思っております。

もう1つ考えますのは、理想としましては町内のエミューで全ての六次産品がつくれたり、町内の居酒屋に提供する肉については全て基山産という形が理想かもしれないけれども、事業としての安定性を考えた場合に、例えば肉を仕入れでやっているところとか、そういうところも含めて、一企業が運営される部分については、考えられるのは当然のことと思っておりますので、そのようなところがあるんじゃないかと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

おっしゃるように一企業の話でありますから。でも、やはり基山町と言えばエミューのまちとか、いろんなことが派生していくということで、代表的な産業にすべきだと思うんですよ。また、そうなるようなものだということでこれだけ進めているんでしょうし、支援もされているでしょうから、より町民の方に納得していただけるような説明は必要でしょうけれども、やはりエミューのまち基山ということで、基山のブランディングを上げていくんだということで、いろんなところで説明されたり、いろんな協力をいただいたり、広く町民を巻き込んでいったりということで、この事業を確実なものにすべきだと思うんですけども、町長にその辺のところはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

エミューに限らず農業振興は非常に大事だと思っておりますので、先ほど答えの中でもしましたとおり、それからきのうもちよっとお話ししましたが、12月議会にまた新たな支援策などを考えて、エミュー事業者も、それからほかの農業者も活用できるような支援策も考えていきたいと思っておりますし、やはり福岡とか基山外でエミューの話が、売れないといけませんので、そういった支援もこれからやっていきたいというふうに思っています。

国としても、中小企業庁の施策でエミューを地域資源と認定してもらったり、そういうのも全部、基山町で支援しておりますので、これまでも支援してまいりましたが、これからも手厚い支援を行ってきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

期待をしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

減反についてですけれども、平成30年からということでもありますけれども、30年はすぐですよね。減反というものが外れていきますけれども、答弁の中で、非主食用米とか、麦、大豆への作付を誘導しつつということは、減反政策は変わらないと。ただ、その作付によって主食用よりも、そういったふうに変えていくんだということでもありますけれども、新聞とかいろんなニュースで見ると、非主食用米ですね、これは補助金とか収益性がお米をつくるよりもいいんだということが進められているところもありますし、大豆については基山町で補助をして大きな機械を購入しているけど、なかなかそれも使われていないとかいうこともありますし、同時に収穫されるので難しいとかいうこともありますけれども、多品種である必要もあるかと思うんですけど、300ヘクタールしかない狭い農地ですので、有効に使うならば主力的なものをですよ、やっぱり成果があるもの、収益性が高いものに集中して作付を誘導すべきだと思うんですけど、その辺はどういう品種とか農作物がいいのかというふうに、課長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

米の生産調整については、先ほどもおっしゃったように平成30年から国の配分が行われま

せんので、生産目標数量であつたり面積としての配分がございません。これについて今後どうなっていくかという部分なんですけれども、一市町でなかなかその方向性が語れるものではないと思っています。

一方で、じゃ、非主食用米であつたり、麦、大豆について、転換するにしても、今行っております、例えば暗渠排水事業が乾田化対策という形で、麦、大豆の振興につながるような施策を打たなければいけないところでございますが、いずれも湿田とかを抱えた中で、この強化とか、ふやしていくというのは難しいかなと思っています。ただ、暗渠排水事業を行っていきますので、そういう麦、大豆についてはより広めていただきたいとは思いますが、非常に難しい課題ではあると。

もう1つは、農作業のあり方をどうやっていくかというのも課題だと思いますので、例えば集落営農組織での集団営農であつたり、そういう中においてブロックローテーションとか、そういうところが生れてくるとすれば面積の拡大につながるのではないかとはいえます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ただいまの暗渠排水工事ですけれども、基山町の進捗状況ですね、募集をされて非常に大量に来たから補助金が間に合わなかったとかいうことでしたかね。とりあえず、どれだけの暗渠排水工事が終わっているのか、これからの予定ですね。ほかの市町ですと、新しく集約率を上げなきゃいけないとか、いろんなもので条件が加わってきて事業が進めにくいとかいう話もあるんですけれども、基山町の場合はどういう状況でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

その点は、平成26年に今回の暗渠排水事業の要望調査を行いまして、全体では約29ヘクタールの要望をいただいております。27年度事業で13.4ヘクタールぐらいだったと思いますけれども――を完了しているところでございまして、28年度においては、今3.4ヘクタールを計画しようとしているところでございます。残りが約9ヘクタールちょっとですけれども、これにつきましては、今回予定されております補正予算の中に全数、今、要望を上げているところでございますが、採択がどのようになっていくかというところはございますので、今

後何年度に何ヘクターというような中で今お答えできるものはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

要望を聞いて募集をされておりますけれども、再度募集をするということは考えられていないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今回、国の事業としまして、26年に要望の調査が行われまして、そこで要望している面積でございます。これについては一つの事業として今とり行っておりますので、新たに要望をとるということであれば、事業計画の変更であったり、いろんな手続等が予想されると思います。

ただ一方では、要望はしていたものということで取り下げたいという方もいらっしゃるわけではございませんので、そこでうまくはまるものがあれば対応しているというのは、現実的に27年度においても行ったところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

農地の集約、集積については、この暗渠排水コストに非常に深くかかわってくると思うので、そういうところも十分お考えいただいて進めていただきたいと思いますと思っております。

アスパラ農家についての支援でございますけれども、昨日答弁いただきましたので、いいのかなと思うんですけれども、6割の方が、約半分の方が違うものにされているということですが、やはり高齢化で、これ以上の負担は負いたくないということで、じゃ、10年間はこれでやっていこうかという考えかもしれないですが、そうなってくると、農業委員会の改正で、町の方針で、集約化とか集落営農組合の一元化とかいうことを考えれば、やはり大事な農地でありますので、次の担い手とか新規就農者とか、いろんな手だてでその農地を有効に活用するというので国が進めていますので、その部分でいくと、この5割の農家の方にもその枠の中に入れていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺のところはど

ういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まさにおっしゃるとおりだと思いますが、役場としましては、まず、大雪被害で倒壊したハウスについて、ボランティアで撤去をしていただきました。町民の方を初め、多くの御協力をいただいたところなんです、これを取り組んだ理由としましては、やはり倒壊したハウスを農家みずから撤去したりということであれば、なかなか手が回らないというような状態で、その後、草の繁茂等があった場合は荒廃農地につながる可能性がある。その際に、もしもハウスを再建しないということであれば、将来の他者への貸し付けであったり、そういうところに応じてくださいというようなお話をしながら、今回、撤去に応じていただいたところでございますので、土地の流動化を含めてそのようなところは十分考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そういったお話をその5割の方にも随時お知らせをしながら、いつでも受けられますよとか、いつでもそういったお話に乗りますよという形をぜひとっていただきたいと思うし、継続をしていただくと、やはり農家の方も安心して進めやすいかと思うので、よろしく願いをいたします。

さんざん農地の集約とか集積等は言っておりますけれども、どれぐらいの担い手の方に農地が集約とか集積をされているのか、率的に言うとどれぐらいの割合でありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

それにつきましては、昨日、木村議員への御回答の中でお話ししたとおりなんですけれども、まず、担い手と言いますのが認定農業者、新規青年就農者、それと集落営農が基山町の中では担い手というところと呼べるとは思いますが、そこはもう、ほぼ8割近くは、個々の政策上、報告する際に使う数字としてはなっているところです。

ただし、集落営農組織については、昨日も申し上げましたとおり、個々の経営体の集合体

というふうな形の要素もございますので、まだまだ個別の農家で独自に営農が行われているというところがあるかと思えます。そういうところが実質的問題かなとは思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ですから、その辺の農業経営の規模の拡大というのが一番基礎だと思うんですけど、そのためにも、やはり担い手の方に十分収益性が上がるような、ですから、土地の集約ですよ、同じ箇所、だから、帳簿の切りかえとかいろんなことで難しい部分で効果みたいなものはあると思うんですけども、どれくらいの、今8割の方が集約されていると思うんですけども、個別じゃなく、理想的な形、やはり農業をやって、次世代とか、法人化するとか、いろんな形で、これからの農業に、いろんなものに立ち向かっていけるような形というものがあろうと思うんですけども、それをするためには、どういうことをしなければいけないというふうに、また、農業者はどういうことを考えてしなければいけないというふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

誤解を恐れずに申しますと、基山町の場合は非常に立地がいいところでございますので、農地というのが、生産手段としての農地という要素と、もう1つは資産としての要素があるかと思っています。農家の方はいずれもお考えであると思えますので、その中において農業政策を進めるとした場合に、例えば中山間地域の農地、それと基盤整備がされたところ、それと市街化区域に近いところの農地、いずれもその考え方は違うのではないかと考えております。

ただ一方で、農業政策として集約化を進めるに当たっては、例えば基盤整備というのが考えられますけれども、今2種兼業が多く、高齢化しているこの基山町において、基盤整備という方策はまずないのではないかと。そういう中で今考えておりますのが、集約化に似た言葉ですけれども、米、麦、大豆については土地利用型農業ですね。そして、集約化農業というのが施設園芸でございますので、施設園芸を強化するというのはいちの方策だとは思って

おります。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

私も同じように3カ所ぐらいに、やっぱり考え方をですね、こちらの訴え方も考えていかないと、資産として考えた場合には中山間地の方も同じように考えていらっしゃるから、どちらのほうがいいのかという話ですね。それぞれにやっぱり収益性が上がるもの、これでもう生活が成り立っていくというふうに提供する分も違ってくると思うんですよね。その辺のところが一番大事ですので。

ただ、その中山間地が非常に多い、作付も難しいとなれば、どうやって作付をしてくれ、農地を守ってくれとお願いできるのかですね。集約化もなかなか難しいし、大型化も難しいと思うんですよね。ただ、基山町の人口増を図るとかいう場合に、基山の売りとして、農園の風景とか、ちょっと足を伸ばせばすぐ田舎に戻れるとか、都会から見れば非常にあこがれるような地形であると思うので、その辺を守るためには、中山間地でも農業をやっていこうとか、やっぱり収益性の問題があると思うので、そうすると、いろんな作付の指導とかいうこともあると思うんですけれども、販路がやはり大事だと思うんですよね。

その辺の販路で考えてくると、直売所がどうしてもやっぱり最初に浮かんでくると思うんですけれども、以前、小森町長のときにそういう話があって、バイパスのところかどうかという話で、農家の方は非常に乗り気だったんですけれども、なかなか条件が難しくてできなかったの、一回挫折した感が農家の方にはどうもあると思うんですよね。ですから、この話をする、どうしても一歩引かれるんですよね。これからの農業を考えると、農家の方に一歩前を出ていただけるようなものを提供しなければいけないと思う。ただ、これは基山町単独ではとても無理な話ですので、県とか国とか、いろんな関係者を総動員して農家に提供できるようなものを提示しなきゃいけないと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

基山町の農業を、農業分野だけで何か振興を考えようとする、非常に難しいと思っていま

す。それで、今回ずっと町長答弁も含めまして申し上げているのが、観光と農業を結びつけたようなもの、1つには観光農園の誘致であったり、そういうものが可能性としてあるんじゃないかと思っております。

それと、農産物直売所につきましては、単独で設置するというのは、非常に基山町の農業自体は脆弱で生産量がございませんので、難しいと思いますので、農園レストランであったり、そういうところに併設するような形で、ターゲットを町外からの者に求めるような誘導というのはいり得るんじゃないかと。

それと今回、市民農園につきまして、制度としてきちんと明確化しようと思っておりますのは、1つに中山間地域の農業を、農業の生産手段として見た場合は非常に難しいというところもございますけれども、今、議員がおっしゃったように、景色であったり、そういう中で、土と親しみたいとか、そういう市民の方はいらっしゃると思いますので、ここは町内に限らず、福岡都市圏からそういう者をターゲットとした制度ということで入れたいと思っています。

そういうことで、都市農村の交流人口が高まれば、その周辺で例えば農産加工品を売るとか、そういうものにつなげていけるんじゃないかなというのが、今のところの全体的な考えでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

7月に農業活性化協議会のほうで総会もあったんですけども、熊本大学の徳野教授にお話をいただいて、その資料に今言った体験農園というの載っているんですね。進めていらっしゃるし、そういうふうに関上程されて、具体的な話が上がっています。

もう1つが道の駅ですね、直売所の話もされています。こういう方をお呼びになって、農業従事者の中でお話をされている。資料をもらったというなら、町の姿勢としてこの直売所というものは前向きに考えているんだろうなど。でなければ、この方呼んだ意味がないのかなと。あれだけ乱暴な言葉を聞くだけのために呼んだんではないだろうと思うんですね。であるならば、またあれだけ、農業者だけを呼んで話をしたというならば、やはりもう少し積極的にアピールをすべきだと思うし、町の方針として、きのうの町長の答弁でもありましたように期待する部分があると思うし、県との協議も必要だと思うので、協力も必要だ

と思うんですけれども、町長にお尋ねしますけれども、この農産物直売所についてどのような考えを今現時点でお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

きのうもお答えしたと思いますけど、直売所単独で検討するには、基山の農業の基盤はまだ脆弱だと思いますし、現実には、農協の青空市とか、それからパーキングの野菜とかもなかなか品物が集まらないような状況も続いておりますので、もう少し広く、それから長期的に、先ほどから出ていますいろいろな農園レストランとか、観光農園とか、そういったものとの組み合わせとか、そういったことも含めて、それから農業基盤を今まさに活性化協議会で充実させようとしている新たな担い手の方々がまた成長していただくようなことも大きく期待しておりますので、そういった方々と今後検討していくような話なのかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

基山町の農業を進めていく上では、この活性化協議会というものが非常に大事でありますし、活動もされておりますけれども、予算の面ですよね。今回は農産漁村振興交付金570万円、100%補助でされておりますけれども、3年間は、金額に変更はあるけれども、出てくるかと思うんですけれども、それ以降この活動を支えていくものは、町単でしていくのか、また補助金を別にぶつけていくのか、どれぐらいのスパンでこの活性化協議会の活動を進めていこうかと思っていらっしゃるのか、予算の面についても、事業の継続の時期についても、どのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今回の農業活性化協議会を設立した理由は、大きくは2つございます。1つには、経営所得安定対策の中での対象要件の中に、集落営農の、将来的には法人化するというのがより明確になりまして、市町村がそれを認定しているということになっております。

基山町のこの3集落営農組織がそれぞれ法人化していくというのは非常に厳しいということで各組織のほうから聞いております。ただ、その議論を進める必要がございますので、今回この農産漁村活性化交付金を使ってその議論を進めているところでございます。

もう1つの要素としては、ことしの3月議会の中で、農産加工場の指定管理者のところを2年間延長していただくお願いをしているところですが、昨日からあっております公共施設をどうしていくかという中において、農産加工場については補助金等を活用して整備していくということになっております。今回、農産漁村活性化交付金の中にハード事業がございまして、そこをターゲットにしながら進めていくに当たって、農家の方等の御意見も踏まえながら、その計画が描けていけないかというのがその大きな考えでございます。

その中で、当面3カ年間の事業として行いますが、この協議会自体をそのまま継続させていけるのか、もしくは、いい形になりまして、それが法人化していった先には、やはり法人化されたその法人において考えられることでございますので、直ちに補助等が必要になってくるかどうかというのはちょっと今のところわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議論でみんなで考えるのは3年間である程度いけると思っています。その後は、その組織をどうするかというのは、具体的な事業を行う補助金は当然見つけにいかねばいけなし、それはこの3年の途中でも見つけとかなきゃいけない。それから、形態は、場合によってはこれが六次化のほうに一部分がいくかもしれませんし、また違う方向にいくかもしれません。そういう検討をやっていくものが、まさに、そして、そのメンバーみずからが考えていただく、役場が考えるのではなくて、メンバーみずからが考えていただくような組織にこの協議会をしていくことが一番肝要なことだと思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

最後に、ふるさと名物市場についてお尋ねをいたします。

産業振興協議会の総会の資料によって、市場の販売実績、数字を見ると非常に厳しいものでありますし、基山町の支援がなければというか、全面的なですね、基山町の情報発進とい

う場では非常に重要だと思うんですけども、答弁の中の最後に、「ただし、来年度以降の継続に当たっては、高速道路の関係機関との調整と合意が必要となります」というふうに非常に不安が生まれるような答弁なんですけれども、現状はどうなんでしょうか。来年度以降、ちょっと厳しいなとかいうことがあるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ほかのパーキングとかサービスエリアをごらんいただいてわかると思いますけど、自治体が単独でああいうお店的なことをやっているところは一切ございません。それを特例で1年半交渉して今やっているところです。ちょうどそれが、契約の切れ目が来年の3月なので、当然、私どもとしては非常に重要な拠点だと思っているので、継続ができるように今強くまた関係機関と調整を始めたところでございます。

ただ、先ほど言ったように、非常に特例的にやらせていただいているわけですから、逆に、皆さんの応援を得て、地域も盛り上がっているということをぜひ関係機関にも伝えることができるように、御協力、御支援をお願いしたいと思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

基山町は佐賀県の玄関口というふうに県の方もよくおっしゃいます。そうだなと思います、はたから見ればですね。我々は真ん中にいますから、そうは思っていないんですけども。

ただ、パーキングというのが入り口、佐賀県の玄関口であるならば、県と協議してですね、基山町単独でやられて、とりあえず入り口はあけましたので、これから存続するためにも、少しいろんな方を巻き込んで、一番いいのは県でしょうけれども、県の特産品とか県の情報をアピールできれば、できますよと言って主体的に基山町が自由に動くとか、少しうま過ぎる話なんですけれども、そういうこともですね、いろんな形で県と協議していただいて、松田町長は山口知事と非常に親交が深いみたいですので、ぜひですね、これは継続できるように、基山町もそれほど負担なくできるように妙案をつくっていただいて、お願いをしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

県とは、いろいろな支援については既にお話は始めているところでございます。

ただ、このパーキングの存続と県の支援は必ずしも結びつかないところがちょっと難しいところでもございますので、その辺も含めてこれから頑張っていきたいと思っております。応援をよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

いろいろお願いをしました。そのかわりと言ってはなんですけれども、精いっぱいお手伝いすることが、私が一番最初に言いました「初心忘れずに」ということになると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 議案第32号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2．議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

2点ほどお尋ねいたします。

提案理由のときに、これは県警のほうからも要請があったというように説明を受けております。まず、県警からどのような要請があったのかが第1点。それから、被害者に遺族見舞金と傷害見舞金、30万円、10万円というのがありますけど、これは、例えば、町でもう

ちょっと出したほうがいいのか、その辺の裁量の余地はあるものなのかどうか、その2点について御説明願います。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、県警からの要請でございますけれども、まず一番最初に、県内の首長がそろいますGM21でございますけれども、こちらの会議の中で佐賀県警のほうから説明に来られまして、国のほうも犯罪被害者に関する支援を積極的に行っている、そういった中で各県、市町においてもそういった支援体制をつくっていただきたいということで、全国的にもその取り組みが少しずつ広がっているというところも含めて要請があったところでございます。

それから、今回の見舞金でございますけれども、この金額につきましては、あくまでも町が決めるべき金額として30万円、10万円ということで今回お願いをしているわけでございますけれども、今回上程しておりますほかの県内の市町——市町というか、町におきましても、この金額について他市町村とある程度均衡を図ったほうがよからうということで、全国的に見ても死亡については30万円、それから、傷害については10万円というところが多うございましたので、そういった関係でこの金額でお願いをしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ということは、これをやって何年かたったときに、例えば、この金額で基山としてはもうちょっと手厚くというような、もし町としての判断ができたなら、これは変更できると考えてよろしいわけですね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そのところは、あくまでも町が決めていくということになりますので、そういった需要とか必要性が出てくれば、そのところについては額を改めることも可能であるというふうを考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

所管ですので、1点だけ。ここの提案理由にもありますけれども、犯罪被害者等基本法、これに示された犯罪被害者と認めるその根拠ですね。というのも、犯罪被害者等は「犯罪等により」とありますが、犯罪等も、全く本人に落ち度がなくても被害を受ける場合と、それから、何らかの加害者との接点があって被害に巻き込まれる場合と一律ではないので、この辺の犯罪被害者と認めるところの基準のような、根拠のようなものがあれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、条例で規定しております犯罪につきましては、いわゆる一般的に言われておりますような刑法犯のみではなくて、DVであったり、詐欺であったり、そういった部分も含む全ての犯罪を含むものでございます。

一方、見舞金につきましては、提案理由のときにも御説明をさせていただきましたけれども、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律というのがございまして、これは国が行います給付制度でございまして、そちらの犯罪に準ずるような形で対応させていただくところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ちょっとわからないところをお聞きします。

犯罪被害者という法的根拠、それと、国内外で事件に遭った場合でも全て適用するのか、交通事故の被害とかもございまして、いろんな傷害とかありますけれども、法的な犯罪被害者とはどういう事案ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほどの牧菌議員の御質問にも関連するお話でございまして、この条例で規定いたしております——規定しますというか、適用していく犯罪というのは、全ての犯罪を含むも

のでございます。ですから、例えば、刑法犯であったり、いろいろな場合が想定されると思いますけれども、DVであったり、そういったところについての相談支援をきちっと行っていくということがまず第一義的でございます。

それで、見舞金については、先ほども述べましたように、国の法律に準拠したような形で適用させていただきますけれども、先ほど木村議員がおっしゃられたような交通事故につきましても、どちらかという、過失で起こる場合が多いということ、それから、いわゆる自賠責保険などで補填をされることから、対象外となっておるところでございます。

見舞金については、端的に言うと、刑法犯に係る犯罪という形で御理解をいただければと思います。

条例で対応していく分は、別に国内外問いませんが、見舞金につきましても、あくまでも国内で起こった犯罪ということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、資料の質問でもよろしいのでしょうか。いただいております資料の、犯罪被害者等見舞金に対する資料の3ページ。ちょっと私に理解する能力がないんだらうと思いますけど、よろしいですか。

（支給の申請の期限）のところですね、第8条、その支給の申請は「当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。」、要するに支給することはできないということだろうと思いますが、ここら辺の、知ったときと、発生したとき、そこら辺がちょっと理解しがたいんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、2年が原則という形になりますけれども、この2年につきましても、いわゆる犯罪の被害を受けてから2年以内に請求をしていただくということになります。後段の7年と申しますのは、仮に犯罪被害者がお亡くなりになったことが、余り想定できる部分ではございませんけれども、お亡くなりになったことが、いわゆる犯罪を起因として起こったけれども、

極端に言うと、3年以上経過してもその請求権者が知り得なかったとき、そういった場合には最高で7年間請求期限があるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

支給の要件でありますけれども、犯罪被害者、遺族ともに町内にいる方だけが支給されるということであれば、例えば、鳥栖でも同じような条例がつくられまして、遺族が基山、被害者が鳥栖になる場合は、支給されないわけですね。その場合には、鳥栖でも同じような案件であれば、この方にはどこからも支給はされないということではよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

本町で定めております分は、今、品川議員が申されたような形になると思います。ただ、県内では同じような形で対応していこうということにしておりますけれども、最終的には、そこはそれぞれの市町で判断する部分もございますので、場合によっては、そうではない部分も想定はされますけれども、これまで県内の町で検討した中では、そろえていこうということで申し合わせておりますので、そういった形の対応になろうかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

でありますれば、福岡県でも同じような形が出てきて、やはり全国で国がしている分、県がしている分とか、まして県からの要請で県警から来ているなら、犯罪被害者の救済というふうに警察が言うのであれば、どういう環境であれ、この支給に関しては、極端な言い方をすれば、国籍さえあれば各自治体もこの支給をしなければならないというふうに考えるのが妥当だと思うんですけれども、でなければ、見舞金を10万円いただいて、その後、どちらかが引っ越しをして県外に行かれるとかなって、残りは請求できなくなりますよね。すると、同じように被害に遭われていて救済をしようというのに、その差が出てくるとか、条件が違えば支給されないということは、憲法とか、そう考えた場合に公平性とかいうことに欠けるんじゃないですか。

だから、被害者を救済しようというものの発想、ここから始まってくれば、それだけの申し合わせ、必要ならば条例に先に入れておけばいいじゃないですか。佐賀県内とかいうふうに、条件で町内とか、町外とか、こういうものじゃなくてですよ。その統一性があるって後で話をされてあるならば、最初から条例の中に入れるべきではないですか。

それから、この犯罪に対する起因、原因、これで亡くなりましたという話のときに、詐欺に遭って心身的にも非常に疲れて、あつたらいけないですが、自殺をされたということが起因するというふうに誰がこれは証明しなきゃいけないのか、本人が証明しなければいけないのか。それを支給する側ですよ。それをどうやって説明できるのか。それに対して町はどういう態度をとるのかというふうに、非常に曖昧であるけれども、30万円という町の税金を使ってするわけですよ。その辺のところはどういうふうに。だから、あらゆるパターンを考えてこの条例はつくられているのか、要綱とか規則だけで補っていけるのかというと、そうでもないみたいですので、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずもって、住所の件については、基本的にこういった形でいくということで申し合わせしておりますので、そういった形で他の市町についても行われるものと思っております。

それと、先ほどの中で、犯罪そのものを起因としてというお話があったと思いますけれども、ここで言う犯罪被害者に対する見舞金というのは、例えば、直接的に傷害を受けてけがをしたとか、殺人でお亡くなりになったとか、そういった場合を想定しておりますので、例えば、二次的な要因として自殺をされたとか、そういった部分はこの見舞金の対象とはならないというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今答弁があったことは、この条例の中のどこを言えばそういうふうに捉えられるわけですか、それが1点と。もう1点は、先ほど言われた県内はそういうふうに統一をしていますからという話になりますけれども、基山の地域性から考えると、福岡県とかいう話も逆に多い話じゃないかと思うんですね。佐賀県という地域性を加えて申し合わせ事項でやっていこう

というならば、基山の特性を考えるならば、福岡県と佐賀県という話をしておかないとおかしくはないですか。同じような被害で救済を受けたいと思われる方がいて、まして被害者の心情に関してこうやって支援をしていこうという条例の内容であるならば、その辺のところの解釈をどうすればいいでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずもって、この犯罪の該当については規則委任をいたしておりますので、規則の中で、先ほど牧菌議員等にも御説明をさせていただきましたように、その中で対象となる犯罪を規定させていただいておるところでございます。

それから、実際の見舞金の支給に当たっては、そういった市町村間で不均衡がないようにその辺は十分注視をしながら、そういったことが出てくるようであれば、そういった部分の見直しも含めて検討していくことになるのではないかと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございます。

議案第32号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第33号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3．議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

これはあくまでも空き家の適切な管理ということをスムーズに進めるための条例だと僕は思っております。その意味で、空家等対策計画を早急に立てるということは重要なことではないかなというふうに思っております。具体的に、この条例が通ったとして、どのようなスケジュールで、いつごろまでに空家等対策計画をかける御予定なのか、その辺があればお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

基山町空家等対策計画につきましては、まず、この後の議案にあります基山町空家等対策協議会のほうを立ち上げます。その中で、今あります案、これは基山町空き家等対策検討協議会の中で今まで議論をしていただいております。たたき台として、案として出したところで正式な協議会の中で議論をしていきたいというふうに考えます。

時期については、10月1日以降になります。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

ちょっと補足をさせていただきますと、今後のスケジュールにつきましては、先ほど参事も申しました、条例をお認めいただければ、協議会を10月中に開催し、その中で空家等対策計画をもんで、そこで決定したいと思っております。10月中に決定します。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

条例に「管理及び活用促進」とありますけれども、活用促進とはどういう意味でしょうか。

それから、先ほどの対策の計画ですけれども、議会にはいつ上げられるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

まず、活用促進という意味においてお答えさせていただきます。

活用促進ということにつきましては、今後設置いたします空き家バンク等々活用いたしまして、定住促進につなげるための活用促進という意味でございます。

それと、議会のほうに対しましては、協議会に諮る前の10月の全員協議会のほうで案の形ということでお示しをさせていただければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

空き家等の活用促進となると、費用もなかなかかかる部分もありますし、難しい問題がもっとあると思います。また、補正でいろんな金額も上がってくると思います。その場合、十分審議ができるような資料を、対策検討協議会で話された内容を十分いただきますように。でなければ、検討協議会では適切となっても、予算が絡むと違う話になってくる部分もあると思いますので、その辺の配慮を十分いただければと思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

活用促進のことにつきましては、現時点において大きな費用は発生しない仕組みを構築したいと考えております。空き家バンク等を設置いたしまして、そこでの維持管理につきましては、基本的には所有者の方々にやっていただくことを想定しております。ただ、今後検討する中において、やはり維持管理費用が必要であると、それをやったほうが適切な維持管理が図られると認められる場合も想定できますので、その場合には十分な資料も御提出した上で御審議いただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の条例に対して、周りの反応とか、空き家対策で御相談に行かれますよね。すると、やはりいろんな方が聞くと、外圧があるという話もあるわけですよね。いろんな御助言もいただくと。そうすると、人の財産とか、人の家のこともありますよね。だから、その辺の配慮というのは、やはり内密にしなければいけない部分であるでしょうけれども、どうしても出てしまうことがあるので、その辺の配慮が十分にできるのかどうか、対策はどんなふうにするのか、その辺の検討はどうされているのか、お願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

品川議員おっしゃいますとおり、個人の財産でございますので、プライバシーの面も含めまして、十分な配慮は必要だろうと思っております。現在のところ、空き家調査を行った結

果に基づいて、私どもが把握しています空き家につきましては、空き家の利活用に関する意向調査を今現在させていただいているところでございますので、その点の内容も含めましてしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

これも所管ですので、1点だけ。第8条で（公表）というところに「法第14条第3項」、これは最初の（目的）のところで書いてありますので、特別措置法の中のということだろうと思いますけど、これによる命令、これを具体的に教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

この命令につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法で想定しておるところでございますけれども、まず、特定空家と認められる場合には、最初、指導勧告等々を行っていきます。それで、それに従わない場合は、最終的に命令をして、要は除去してくれということで命令を打つわけですけれども、その中において、最終的に命令に従わないときはこちらの条例の案で書いておりますとおり、こちらに掲げる事項を公表するということで、簡単に言うと、プレッシャーをかけていくということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私も所管ですので、ただ、1点だけですね。今回、この条例の中には非常に重要な事項が附則の中に書かれています。「基山町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第14号）は、廃止する。」という文言があります。この条例の附則の中に書かれているわけですが、まずここをきちんと説明していただかないと、私たちは先に進めないんじゃないかなと思っておりますけれども、これは町長にお尋ねします。今回、この空き家等の適正管理に関する条例が廃止になった理由をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回幾つかの条例というか、今後も含めて、条例のあり方について、前回の全員協議会でその今後の方針も含めて体系図として示して、そのときに廃止する理由も含めて説明させていただいたとおりなんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

全員協議会のときには説明されたと思いますけれども、今回、改めて上程されて、その上程の中では、上程の提案理由も含めたところでの説明はありませんでしたので、改めてよろしかったらお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回、幾つかの改正と、新たにつけ加えたこともございますので、それを整理した場合、前のものを廃止して、今回この条例と幾つかのものを組み合わせた形で今後の基山町の空き家対策に取り組んでいくことが適切だということで、今回の提案となっております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、担当課にお聞きします。前の、要するに適正管理の条例では、不備があったということでもよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

以前ありました基山町空き家等の適正管理に関する条例は、不備といいますよりも、今回新しく活用促進の部分も含めました条例の中に重要な部分を組み込んでおります。例えば、（民事による解決との関係）、それから（情報提供）、それから（公表）、（補助金の交付）、それから（関係機関との連携）、（委任）もそうですけれども、そういったところの重要な部分につきましては盛り込んでおります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第33号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第34号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第35号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○3番（末次 明君）

単純に3年分の医療費が基山町の負担となるわけですが、この年代というのは、どちらかというところ、病気というか、事故とか、けが等の発生率が必要に高くなっていく年代かと思えます。補正のほうでは医療費助成費として50万円上げてありますけれども、この算出の根拠を上げてください。

それともう1つ、仮に高校3年生で病気をして3月31日に打ち切られるということになるわけですが、それは、ぼんと医療費がかかってくるということですかね。その2点をお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、高校生まで拡大したときの医療費の算出根拠ということですが、今回算出しておりますのは、所得要件に応じた自己負担額が限度額を超えた場合、高額療養費として支

給されますので、その分が支給されない部分ですね、限度額は所得に応じて設定されていきますけれども、おおむね8万100円を基準にして考えております。この分について、これから先の10月からの6カ月間ということで約8万円になりますので、50万円ということで提案させていただきます。

また、18歳になったときに引き続き療養を受けているということで、3月31日で切られるということですが、確かに一月期間の医療費の助成になりますので、3月31日までのことで助成をさせていただきます。それから先につきましては、高額療養とか入院になりますので、限度額の申請等も行われておるかと思っておりますので、そのあたりで助成があるのではないかなとは思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

2点ほど。1つは、この補正は10月からの分ですが、年間の医療費助成額としては大体どのくらいを予定されているのか、まずこれにお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

高校生の把握はしておりませんが、中学生、これも学校での事故等は学校安全会が負担していきましますし、交通事故であれば第三者求償ということで、医療費には該当してきませんので、そういうところを除いたところの入院等で把握しているのが、26年度が12件で約65万9,000円です。27年度につきましては7件で37万4,000円となっておりますので、このくらいのところで推定して予算措置をしていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

入院に係る費用ですので、そんなにはかからないということでございます。ぜひとも通院まで広げていただきたいというふうに考えておりますけれども、課題としては、今年度、子育て支援策、大分出そろってきたかなという感じがいたします。この子どもの医療費助成も

含めまして、さまざまな子育て支援策、いわゆる、これのアピールといいますか、特に福岡都市圏へのアピール、これについてはどのような計画をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今回の子どもの医療費助成につきましては、とりあえず、まずは住民の皆様にはPRしなくてはいけないと思っていますし、子育て支援策として、まず定住のチラシ等にも今掲載しておりますけれども、その辺の訂正もあわせてしていきますし、具体的にというのは、そのあたりですけれども、これから先の子育て支援策、ピカピカの一年生プロジェクト事業にしても、ようこそ井戸端会議へ！プロジェクト事業につきましても、こういう事業をやっていきますということで、具体的にになった時点でPR等は考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

定住支援策も含めてになると思いますけれども、総合戦略の中では、具体的に福岡都市圏に向けてと書いてあったか、ちょっと忘れましたが、アピールしていくんだと、チラシを何千枚かつくるとか書いてあったですかね、なっておりますが、その辺はどうなりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今の松石議員の御質問、6月に補正をさせていただいた部分にも関連すると思いますけれども、定住を含めたところで、そういったアピールを行っていく——アピールというか、広報活動を行っていくということもやっていきたいと思っていますし、昨日の大久保議員の一般質問の中でもお答えしましたけれども、今回、広報検討推進協議会を立ち上げておりますけれども、そういった中でも、子育てに限らず、定住含めて町外にアピールしていくためにはどういった手法が有効なのかということも含めて検討を行っていききたいと思っていますので、そういった部分を含めて結論を出して、町外への広報活動については十分に行っていきたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは、ある意味、私は町長の政策的予算といひますか、そういうものだと思ひています。今、担当課とか、総務企画課長が答えられましたけれども、そもそも、なぜこの高校——高校じゃない、18歳に改められたのか。そしてこれは、例えば、町民の地元意見交換会とか、どのような要望が上がった上で町長が判断されたのか、まずここをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

高校への拡大は、非常にニーズとしては高うございましたけれども、正直、全部を出すには、まだ予算的に財政的にどうかということをお考えまして、まずは入院とか、ふだんは考えられないようなことになった場合に少しでも御支援するのがまず先かなと思ひましたので、こちらから最初に取り組んでおります。

今後、入院以外のものに関しても、他の子育て支援策との優先順位をつけていきながら、また今後検討していきたいというふうにお思ひております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

18歳といひますと、社会人が含まれます。まず、この社会人も当然適用されるのかどうかですね、1点。あと、18歳という年齢は選挙権を有した年齢であります。ましてや、今から先恐らく議論されるであろう民法上の大人という定義も当然加わってくると思ひます。その中で、あえてこの子どもの医療費の中に18歳を組み込まれた理由をお聞かせください。

そしてもう1点、提案理由の中に「中学校卒業まで」という文言はわかりますが、「高校卒業まで」という文言が果たしてふさわしいのかどうか、これは非常に疑問に感じますので、この分についてお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、18歳、社会人まで適用するのかということですがけれども、これは適用したいと考へ

ております。これは18歳になった最初の3月31日までと明記しておりますので、これは適用ができると考えております。

また、次の御質問で、民法上、大人として議論されるようになってくるのではないかと、それを子どもの医療費、18歳ということでのお尋ねでしたけれども、まず、民法上の議論も確かにありますが、今、児童手当法の中では、18歳はまだ子どもとして扱われておりますので、児童福祉法もそうですけれども、その年代はまだ子どもの医療費として考えていいと思っております。

それから、提案理由の中で、15歳までの部分については中学校卒業までということですが、18歳に達した日以後を高校卒業までとするのはどうかというところですが、確かに高校卒業までといいますと、おくれて入っている子どももいらっしゃいますので、高校卒業までにもう既に19歳になる方もいらっしゃいます。でも、ここでは一応年齢的に定義をして、高校卒業までという、通常高校卒業が18歳という判断をしますので、そのあたりで使わせていただきました。ただ、不適切かどうかというのは、またどうかと思いますけれども、一応目安として高校卒業までという言葉で御理解いただければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

基山町の子ども医療制度は他市町と比較して、佐賀県の中では大変進んでいるというふうには私は思っています。そして、今回また高校卒業まで入院については補助していくという形で、私は大変いいことだなというふうに思っています。そして、今回の高校までという形でいうと、区分が第4号対象者という形になりますね。早い話が、6歳までの幼児が第1号対象者、小学生が第2号対象者、中学生が第3号対象者、そして、今回改めて15歳から18歳を第4号対象者というふうに規定されています。

その中で、問題なのが、個人負担を1,000円にするというふうになります。早い話が、1,000円以上の部分について補助しますよという形になります。じゃ、なぜ1,000円なのかというのが若干わからないと。先ほど言いましたように、第2号、第3号対象者、小学生、中学生に、今、この子ども医療費で補助はどうなっているかという、これは条例でも書いてありますけれども、医療を受けて、その医療で助成対象額500円を超える部分、早い話が、入院だろうと通院だろうと、500円以上の部分に対して今補助をしているという中身です。

これが今回、第4号対象者の入院については1,000円になるという形です。今回、入院ですけれども、将来的に、例えば通院まで含めてしようというときに、今言いましたように、第2号対象者、第3号対象者、これと統一しておくべきではないのかというふうに思います。

今回、なぜ個人負担を1,000円にしたのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今回、18歳までということで、第4号対象者として追加をする提案をさせていただいております。その中で、入院に関する個人負担を1,000円。これにつきましては、先日から的一般質問の中でも、現物給付化を目指しております。第2号、第3号、第4号と区分がふえてきて、内容的には一緒です。その中で——済みません、第4号は違いますが、第2号、第3号については一緒になっております。

その中で、今度、現物給付化に向けて検討しましたときに、第2号から第4号までを一括した区分、どうなるかわかりませんが、このあたりを一緒に考えてはどうかというふうに思っております。第2号、第3号を1つの区分とし、15歳から3月31日以降、18歳までを1つの区分として、3つの区分で考えられないかなというところで今検討しておりますが、そのときに県の補助事業対象になっております入院について、未満児の対象は入院が1,000円、通院に関しましては2回目まで500円の負担をお願いしております。そして、調剤については無料という形になっておりますが、その部分をそのまま第2号、第3号に適用させたいというふうに考えております。そのときに、調剤の部分が無料になりますので、その分の負担は減るかと思っております。そこで、高校生の部分につきましても、今後4月からの現物給付化に向けて考えるとすれば、入院については1,000円の保護者負担をお願いしていきたいということで、今回提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっと私も詳しくないので、わかりませんから、もし私の考えが間違っていたら、訂正してください。

一般質問の中でも少し出ていましたけれども、来年度から現物給付になるという形で、今、佐賀県がしている子ども医療に対しての補助というのは、6歳未満、第1号対象者、これが入院の場合は1,000円、そして通院の場合は2回目までですけれども、1回500円という形でしていると。基山町はそれにプラスした形で、小学生、中学生に対しては入院、通院500円でしていると。しかし、現物給付になるから統一したいという部分で、第2号、第3号対象者を1つの枠にして、今回新たに作る第4号をまた1つの枠にするというふうな説明の中で、入院を個人負担1,000円にしたということは、佐賀県が今、幼児、6歳未満でしている入院の1,000円に合わせるという形でしたら、小学生、中学生に今500円、500円としているのを、入院については自己負担を1,000円、そして、通院については500円にするというふうな話になりますね。

そうすると、今、基山町がせっかく個人負担、小学生、中学生については500円にしているのを、1,000円にして、上げた部分は個人負担にして、あとは現物給付にするというふうな形になりますけれども、そういう形で理解していいんでしょうか。そういう形で理解するんだったら、逆に今度、第4号対象者に1,000円にするのを500円にすると、ただ県のほうの現物給付についてはそのまま現物給付をしてもらおうと、そうしないと、先ほど言われました提案でしたら、もう一回、今度4月前に条例改正をして、第2号、第3号対象者の入院については個人負担を1,000円にしなければならないというふうになりますけれども、私の今の説明で間違いはないですか。そして、本当にそういう考えでいいのかも含めて、再度お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

重松議員の考え方で結構です。今考えているのは、確かに入院につきましては500円の負担がふえますけれども、調剤の部分については、今500円の負担をしていただいておりますけれども、この部分を全額助成という形でいたしますので、その部分の保護者にとっての負担は減るかと思っております。そういうところで、今後検討して、現物給付化へ向けての条例改正もあわせて行っていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

それで、2号、3号については、また来年4月に施行に向かって条例改正が必要かという

ことを聞かれています。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

2号、3号についても条例改正を行う予定です。どちらにしる、現物給付化の条例改正をしなくては行けませんので、あわせてしていきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

一番最初に、基山町は子ども医療費についての助成は佐賀県内でも進んでいるというふうに言いましたけれども、それぞれ個人負担については、今でも佐賀県内市町では結構ばらつきはあるんですね。進んでいる玄海町なんかは、全く最初から個人負担はとっていないというところもありますし、そういうところでは、やっぱり基山町のよさはよきとして残しておく、必ずしも現物給付するから今の県の水準に合わせるという必要はないのではないかなというふうに私は思いますね。もしそういう考えでしたら、ほかの市町も県に合わせなければならぬというふうになりますけれども、今回、鳥栖市が今度、高校生まで入院の医療費補助をしたいと思いますけれども、多分自己負担は500円——いや、ちょっと私もこの辺わかりませんけれども、必ずしも1,000円でないというふうに思いますね。2号、3号対象者でも、今でも結構ばらつきがあるというふうに言いましたので、この辺についてはもう少し検討をしていただきたいと。

私は、今回補正で、これは町長の肝入りの政策でもありますので、早く出したいというのはわからないでもないんですけれども、言うように、来年4月から現物給付に合わせていろんな条例の改正もしなければならぬという面では、少し整合性を持たせると。基山町の子ども医療費の補助、子育て支援も含めてになると思いますけれども、もう一回検討したほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、町長、この辺どう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

500円、1,000円、いろいろその辺の話ございますので、また委員会できちっと、他の自治体の状況なんかも含めて御説明申し上げたいというふうに思っております。それで、少しでも早くやりたいと思いましたので、4月を待たずにこの入院の部分はやっておりますので、

また、12月にも何かできそうなものがあれば、4月を待たずにまたやれるところからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第36号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

建築基準法の改正によるということですけど、1点だけ。これによって、避難関係で町内の事業を園のほうでやっているところで、これによる避難のための手順だとか、経路だとかというふうな、そういうことに変化はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

この家庭的保育事業等の設備の一部改正の分ですけれども、これについては4階建て以上が該当いたしますので、基山町内では該当する施設はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第37号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7．議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第8 同意第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本件については、本人が議場に在席ですので、本人の退場を求めます。

〔大串教育長 退場〕

○議長（鳥飼勝美君）

本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

今までは教育委員の選任を僕らが同意して、その教育委員会の中で互選という形で教育長が決定していました。ただ、今回はあくまでも町長が指名して教育行政の責任者を決める。ある意味、非常に重大なことだと僕は思っています。ですから、議会としても慎重に審議しなきゃいけないという立場で、1つ質問させていただきますが、町長が在任中に教育長を指名できるのは1回だけですよ。今回が最初で最後、恐らく任期からすればですね。次の任期、町長がやられれば、またなるんでしょうけど、そういうことからして、それまで教育の任を任せるわけですから、何らか町長なりにいろいろ思いがあると思うんですよ。

前回の説明の中では、履歴書1枚で、今までやってきたこととか、そういうことの町長に対する思い入れとか、そういうものをきちんと僕らに説明していただいて、だから教育長としてこうなんだという説明がなかったように思います。なので、その辺の説明をしていただければなと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

大串教育長とは、副町長時代も含めて2年数カ月、御一緒させていただいております。

まず、やはり県の教育委員会とのパイプの広さと、それから、いろんなところで教員の人がいかに教育長を知っていて、また教育長が教員の人を知っているかという、まずそこを高く評価しています。

それから、2年数カ月間に、皆さんはどう感じておられるかわかりませんが、私は教育長の取り組み方、それから発言も含めて、非常に前向きに少しずつではありますが、そういう感じを強く持っているところが2点目でございます。

それから3点目は、学習が全てではないということですが、少なくとも、テストの結果も、じわじわではございますが、上がってきておりますし、それから、今回の中体連の体育も含めて、そういったものの成果も出てきているところであります。

そういった教育に関する3つのことが、評価すべきことだというふうに思っております。

加えて、基肆城築造1350年の式も、いわゆる文化財的な式も陣頭に立ってやっていただいた、そういうところも評価しているところでございます。

そういう意味で、基山には住民票はございませんけれども、非常に基山のことを今、一生懸命思っていると思いますので、大変信頼しているところでございます。つけ加えれば、それでは、ほかに誰かいるかということで、私も選ぶときには当然いろいろな選択肢を考えなきゃいけないというふうに思いましたが、そういうものも全く自分の中で出てきませんでしたので、今申した、合計で5つの理由により、今回、大串教育長をお願いさせていただくところでございますので、ぜひ議員の皆様の御考察をよろしくお願ひしたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○10番（大山勝代君）

本来的に、教育長の職務、任務、大まかにどういうふうに考えられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

当然、基山町の教育行政のトップとして、その陣頭指揮をプレイングマネージャーとしてやっていただくという、そういうことを考えています。加えて、基山町の場合には文化財関係も教育委員会の業務となっております。それから、現在は図書館もなっておりますので、そういったことも含めて基山町をリードしていただく方であるべき、そういう任務だというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

もちろん、今おっしゃったことは当然で、学校教育の充実といいますか、その点と、それからもう1つは、施設設備の整備が迅速に行われているのかという、私の観点から見たときですね、それと、教職員の勤務条件の整備を考えたときに、今までの2期何年かが本当に基山町の教育のために迅速かつ努力がされたのかということについて疑問を持つところがありますが、例えば、先ほど新図書館のことを言われましたけれども、私たちがお願いしていたのは、準備室長をまずお願いして、そして進めていかれないかということでは、教育長のほうから、町長部局にそのことの要請、申請、予算お願いなどがあったのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

当時、その時代は、私、副町長で、町長と一緒にそういう議論をしておりましてけれども、当然、人の予算というよりも、人の議論は、前町長と私と教育長の間でどういう話をするか、やり方をするかというのは、結構前の段階からやっているところではございました。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の任命ですけれども、町長として、基山町の教育行政はどうあるべきだというふうに一番強く感じられていることを教えていただけませんかでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

非常に難しい質問でございますけれども、やっぱり子どもたちは、基山町の宝であり、ベースであります。町の鏡になるのではないかと思います。その子どもたちを教育する、一口に教育すると言いますが、育て教えるということは、基山町の鏡になるわけですので、まさに一番重要な任務だというふうに思っております。

ただ、その教育というのは学校だけではなくて、我々行政、そして地域の方々、そして家

庭、その三位一体で取り組んでいくような、最も重要な任務ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回、議会に同意を求められているこういう案件ありますけれども、この同意案件というものに対して、町長はどういうふうにお考えなのか。一教育委員が、我々の同意案件で満場一致で同意をした案件の方は退任をされるということ、議会も非常に責任を持ってその案件を審議したわけですが、やめられた日にち、それから、教育長は事務手続の事務局長ですよ、事務方のトップですよ。議会に対しての思いが我々の審議に対する姿勢と違うのではないかと、私個人としては非常に不信感があるわけですが、それについても、一切発言なく、どちらかという、遅きに失した感で説明があったわけでありまして、そういう方を今回の同意案件として、教育長としての実績をもって上げられたわけですが、その点についても、町長は全幅の信頼を持って今回の同意案件を出されたという決意を聞きたいんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

名前は出ませんが、今回辞任された教育委員の件だというふうに思いますけれども、実際、本当に突然でございました。それからあと、これは全員協議会のところでも御説明、おわび申し上げたところなんですけれども、8月の全員協議会のときに説明するチャンスが唯一、全員協議会としてはあったというふうに思っています。そのときに、私と教育委員会の意思疎通がうまくいっていなかったこともあって、新しい人をこういう人にするというのを全員協議会にかけるとい、そういうふうに私が理解したので、その部分はまだはっきり決まてからのほうがいいんじゃないかみたいなことを私が指示したところがございます。そのときに、教育委員会としては、やめられた方についての報告もしなくていいというふうに多分一緒にとったのではないかとこのように思います。

私もそこはもうちょっとはっきりと指示しておけばよかったと思いますので、責任の多くは私の指示にあったというふうに思っております。だから、そこについての教育長に対して

の信頼が揺らぐということはありません。ただ、8月の全員協議会で皆様方に御報告しなければいけなかったことを漏らしていたことに関しては、全員協議会でもおわび申し上げましたけど、ここでもいま一度、大変申しわけございませんでした。ただ、本人の意向も急だったもので、なかなかそのところ、こちらも冷静に考えることができなかったところもございます。それから、ちょうど新教育制度にかえようとしていた、まさに動いているさなかに合わせるような形でこれが出てまいりましたので、若干そのところの不便があったことは、重ね重ねおわび申し上げたいと思います。

ただ、それが大串教育長の評価にマイナスになるというところは全くございませんので、その部分はぜひ御理解いただければと思います。そして、もう皆さんも感じていただいていると思いますけど、日増しに教育長の発言が前向きになってきておりますし、先ほどの大山議員の発言にありました予算の話、設備の話は、これは首長の話でございますので、それは私のほうでこれから教育行政に対しての予算もきっちり、今まさにそれをやっていますけど、これからもやっていきたいと思っております。あと、教職員の関係は、これはまた校長先生も含めて議論していくべき話だと思っておりますので、その辺もあわせてよろしくまた御理解いただければというふうに思っているところでございます。

いろいろ長く話しましたがけれども、大串教育長に対しての信頼感は、少なくとも私が2年数カ月前に来たときの信頼感に比べれば今の信頼感は数段信頼を増して、これから3年間任せられるというふうに私自身、強く思っております。3年間であれば、私も任期中なので、本当に一緒にやっていけるというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆様方の御理解と御支援をよろしくお願いしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今の発言を聞いて、さらに不安を感じるころであります。総合教育会議というものがあって、町長がトップになられて、行政として教育委員会の中で総合的な判断をされてするということですがけれども、今回、教育委員長がなくなりまして、教育長というのは対峙する、ツートップだと、それは歴然にあると思います。今回のように、町長の考えが至らないところ、こういう言い方は悪いですがけれども、及ばないとか、そういうところを確実にフォロー

する、教育行政の情報公開というものを既にお願ひしているわけですが、教育委員会の議事録を見ても、教育委員がやめられたことは一言もなく、出席委員名簿の名前から消えているという状況であります。その議論をされた、届けを出されたということも掲載されていませんでした。総合教育会議が6月とか5月に開かれて、この意向の話は9月の定例会で上げようという話をされておりますけれども、忙しかった、大変だったということはわかるけど、あえて言うならば、教育長はそこで進言すべきじゃなかったのかと、事務方のトップとして、またそういう発想に及ばなかったということに関して、今の町長の説明を聞いて、さらに不安が増したのかなと思っております。

町長としてはそういう決意を持っていらっしゃるようで、任期中3年間、教育長と一緒に頑張っていたらいい環境ができればいいと思っておりますけれども、私としては非常に不安が募ったというのが、今の時点での結論であります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

教育委員会制度も今回からかわっていくわけですが、町長は、基山町の教育行政に関して、悪く言えば、干渉できるような形も出てくるのではないかなという危惧もしているところですが、どのように見ておられるのか、その辺の思いについてお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

干渉できるというか、まさにいい基山町の教育をつくらなければいけないと思っておりますので、逆に、干渉すべきところは干渉したいと思っております。ただ、教育委員会としての独立性、教育の独立性はきちっと守っていただきたいと思っておりますので、そこはまさに最初だからこそ、今まで教育長だった大串教育長を教育長に、そして田口委員長も教育委員としてまた残るといふ、そういう体制で今回提案させていただいておりますので、きちんとした形で、教育行政の独立性を担保した形で、私とのまたコミュニケーションもとって、基山の教育行政がよくなるように精いっぱい力をそこに詰めたといふか、精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、ぜひそこは御理解いただければというふうに思います。

私にとっては、最初の人事案件でございますので、私なりに慎重に考えさせていただいたつもりでございます。ぜひ皆様方の御支援と御理解等をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第3号に対する質疑を終結します。

ここで本人の入場を求めます。

〔大串教育長 入場〕

日程第9 同意第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 同意第4号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

まずもって、田口教育委員長におかれましては、約9年強にわたって教育委員長として御尽力されましたことに敬意と感謝を申し上げる次第であります。

手順について、2点教えてください。今回、田口教育委員長が委員になられる同意案件として上がっておりますけれども、通常、任期3年ということですが、これは委員となって、この時点からまた3年になるのか、もしそうでなければ、一応、田口さんの任期は平成28年10月13日になっていると思います。ということは、次の議会は12月ですが、今回10月14日以降の委員としての同意案件が出ていないのは、なぜでしょうか。教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず、教育委員としての任期は4年になります。それで、今回御提案させていただいておられる分の任期が10月13日で切れますので、10月14日から4年間の任期として、委員の御同意を御提案させていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

田口氏につきましては、教育委員になって12年、教育委員長として10年近く務められております。非常に素晴らしい方で、見識も広く、尊敬をしておりますが、ただ、やっぱり12年ですから、今後しますと16年になってしまうんですけれども、御本人の意向はどうだったのか、こちらから無理して頼んだんじゃないかなとか、そういうのがあったらいけませんから、田口氏はほかにもいろいろ要職をお持ちです。大変な方で、夜寝るときもないんじゃないかなと思うぐらいなので、その辺、町長はどういうふうなお考えで、今度お頼みになったんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに議員おっしゃるとおりで、田口委員の忙しさ、プライベートも含めたところでございましたので、まずは、これまでについてお礼を申し上げた上で、10月に新制度に移したいというお話を相談させていただきました。結果として、自分もその新制度がうまくいくかどうか、長くはなったけど、まだ自分の子どもも18歳未満でもあるし、もう1期、ぜひ委員として頑張りたいという意向を受けましたので、今回こういう形で出させていただきました。

もちろん本人がそう言ったからというだけではなくて、彼の人格と、それからこれまでの経験を鑑みて、私としてこれはいい話ではないかというふうに考えた次第でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それはわかりましたけれども、教育委員長としての職はなくなったんですが、教育委員としての責務がまた4年間発生するわけなんですけれども、今まで田口氏が委員長としてこなされてきました各種行事等での職務というのはもうなくなるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

新教育長が就任されれば、教育委員長としての職はなくなりますので、その分での職はなくなります。実際、新制度に移行されている教育委員会の委員長という職はありませんので、そこはお見えになっておりませんので、その分の職務はなくなるという形になります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第4号に対する質疑を終結します。

日程第10 同意第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 同意第5号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。品川議員。

○11番（品川義則君）

津川氏の職歴ですね、平成28年4月まで基山小学校のPTAの副会長であるということですが、この職に現在もつかれているんですか。教育委員となられて、PTAの副会長をされているということで不都合はないのか。私とすれば、教育行政に対するフリーな立場でされたほうがいいのかと思うんですけれども、その辺いかかでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

教育委員としては、不都合はございませんけれども、あと御本人がその分で両方の任務があるという形ではあるかと思えますけれども、一応その分も含みの御了解をいただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

建前上はそうかもしれませんが、捉え方ですよね。いろんな人が見て、捉え方ですよね。その辺のところでは不都合はないのかという話をしているんです。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

さきの6月議会での議員の皆さんから御指摘ありましたように、現小・中学校に在席している保護者という立場の方という形で、今回、津川さんのほうもお願いをさせていただいて、そういう立場で教育委員会の中で現保護者ということでの御意見とか御提案等もいただけるものというふうに思っておりますので、あとは、またPTAの中でも、PTAとしての組織が動いたばかりですので、その点はまたPTAのほうにもお話は今後させていただきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

津川氏は、昨年の平成27年1月にソニー生命保険会社のほうにまた入社されているという履歴がありますけれども、今まではPTA会長の経歴があるから、教育行政にはよくおわかりのところもあると思えますが、教育委員会というのは、また別な場所でございますので、この方はこうやって一応サラリーマンですね、どういう仕事を保険会社でなさってあるか、私は存じませんが、昼間の委員会が多いということ、また昼間の活動が教育委員としては多いということですね。そういうことをきちんと説明した上での同意というか、受理されたわけでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

現——前というか、田口教育委員長のほうもお仕事を持たれて通常業務をされていまして、それも含めて、この津川さんのほうも、まずこういうふうに教育委員会は昼間に会議があるということ、今、大久保議員おっしゃったように、昼間の行事等もあるということをお伝えした上で、そういう中に御出席はできるかどうかということを確認させていただいて、ある程度の早目の日程調整があれば、それは十分可能であるということで御了解いただきましたので、今回御提案をさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私は随分前ですので、今どれくらいの活動があっているのか、私が委員になったときとは違うと思いますが、では、年間に教育委員が出ることは、どのくらいの日数があるものですか。

それから、田口委員は自分の会社ですよ。でも、こちらの方は、あくまでも会社員ですよ。自分が経営している会社でもないと思いますので、そこら辺の会社との都合というか、そういうのも得であるんでしょうかね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず、一番大きいのが定例の教育委員会で、毎月1回ございます。それと、年に春季から秋季等に教育委員会の研修会であったりとか、そういうものもございます。あとは東部教育事務所あたりから学校訪問というのが毎年ありますので、これが1日ずつございます。あとは、単発的に研修会であったりとか、そういう部分でありますので、あとは土曜、日曜で小・中学校の運動会であったりとか、町民体育大会であったりとか、そういうのを含めると、教育委員会が12回、あと臨時の委員会が必ず1回ありますので、13回。それと、ほかの活動実績としては、おおむね25回、土日も全部入ってですけれども、それぐらい、全てに参加されているかどうかは御都合でありますけれども。

それと、お仕事の関係ですけれども、ある程度、自由な時間がとれるというお立場での御勤務であるというふうにお伺いしておりますので、先ほど申し上げましたように、早目の日程調整をさせていただければ、ただ、ちょっと御都合の悪い曜日等はあるようではございますけれども、その中で日程調整はつくものと思っております。今でも定例の教育委員会は、委員の皆様のスケジュールに合わせて開催しておりますので、それは十分可能であるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第5号に対する質疑を終結します。

ここで2時30分まで休憩します。

～午後2時20分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第11 議案第38号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、予算補正の歳入19ページ並びに20ページ、歳出21ページ、22ページまでございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。事項別明細書の3ページをお開きください。町民税、個人、法人、3ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、4ページ、固定資産税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、5ページ、軽自動車税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、町たばこ税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、地方特例交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、地方交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、負担金、民生費負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、国庫負担金、民生費国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、国庫補助金、民生費国庫補助金。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

11ページの民生費国庫補助金で、説明は地域介護・福祉空間整備等事業補助金、これが地域施設のスプリンクラーであるとか、介護ロボットであるという説明だったんですが、これはスプリンクラー等が十分についていないような施設に補助するという意味か何か、つけてはいて規格としてちゃんとやっているんだけど、古くなってかえてとか、そういうことなのか、この辺ちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

これはスプリンクラーの分はですね、スプリンクラーはちゃんと施設としてついております。それにプラス、スプリンクラーが作動したならば消防署のほうに自動的に通報されるというシステムを入れるということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

これは福岡のほうで大きな事故があったので、ちょっとスプリンクラーとおっしゃったん

でお尋ねしましたが、では、この介護ロボットは、今よくテレビであるように、高齢者の方に声をかけたりというようなものであると思うんですけど、全体の補助金としては100万円以下だからどれだけのものなのかなと思うんですけど、これはレンタルなのか、買い取りなのか、どこら辺まで置いてあるのか。事業所のほうにですね。

○議長（鳥飼勝美君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

これにつきましては、一応ロボットという言葉を使ってありますけれども、そこに入居してある方がベッドから離れた状態が続いていたら、事務所のほうに自動的に連絡が行くとか、寝た体勢を感知して、この人ちょっと体調が悪いんじゃないかというのを感知して、そういうのをまた事務所のほうに知らせる、そういうふうなベッドということで聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

同じ項目です。これは各施設から要請があって、その要請を受理して補助金が来たのか、それとも先に補助金が来て、それぞれの施設へ案内をかけるのか、まずこれをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

これは県のほうから申請の意向調査ということで、前年度、27年度に意向調査があったように聞いております。それで、その分で県のほうに申請を行って、交付決定が来たところでございます。それに伴って補正をかけていきました。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

施設数がわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

通報システムのほうについては、スプリンクラーは風のふく丘でございます。それと、ベッドのほうについては寿樂園になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

12ページ、県負担金、民生費県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、県補助金、1目、2目、3目、5目、8目、ありませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

2目、民生費県補助金の2節ですね、放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金、これは今、基山町が行っている放課後児童クラブに対しての補助金でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

はい、そうです。ランチルームで行いましたひまわり教室Cに対しての補助が、今年度から補助事業として認められましたので、2分の1の補助でお願いしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今年度からランチルームと、今年度からつくようになった理由というのは何でしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

放課後児童につきましても、県内では基山町みたいに全員が入れるということもなく、どこでも臨時的につくっていたり、待機児童があつたりということがありますので、その要望もあわせたところで県が今年度補助事業をやるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この補助金は施設に使う金額でしょうか、人件費に使う補助金でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今回は人件費になります。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

14ページ、委託金、総務費委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、寄附金。末次議員。

○3番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

ふるさと応援寄附金についてでございますけれども、今回、品目拡大をして寄附金の増加を目指されております。町長は、このふるさと応援寄附金については一、二億円で、基山産、基山ブランドにこだわるというふうに言ってありましたが、多少経費がかかっても、三養基郡の上峰町とかほかの2町と同じようなところを目指されるのでしょうか、その辺お伺いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと欲張りかもしれませんが、その中間ぐらい、去年の基山町と、今、上峰町とかがやられている間の中間ぐらいのところをですね、やっぱり寄附金が集まらないと、それはそれなりに問題があると思いますし、一方でやっぱり小まめに地域の特産品の振興があつてこそという部分もありますので、それを両方兼ね備えながら、肉も今回少し追加したりしておりますので、少しずつそういうことを考えていきながら、基山スタイルみたいなものをつくってほしいなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

こういうところは経費の中に入られる方にもうけさせるようなシステムにもなっておりますから、余り経費をかけないで利益率も上げていただいて、基金として積み立てるようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

おっしゃるように、間に業者が入って、それが中央の業者、現在はそうでございますので、その部分は逆に言えば、まさに今後地方創生の中で、基山町にそういう仲介業者的なものができていけば、それが雇用にも広がりますし、その分の費用も基山町に落ちるということになりますので、そういうものも当然ながら目指していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

このふるさと応援寄附金、この事業がふえることになれば、当然スタッフの仕事というか、メンバーが必要になってくるのかなと思いますけど、そこら辺は町長どういうふうに。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

他市町村ですと、専任で3人とか4人とか置いているところもございます。現在、基山町では専任という意味ではゼロでございます、非常勤の人とか嘱託の人を活用しながら。というのも、やっぱり町の業務、中には100人ぐらいしかいませんので、それに例えば4人とられると、ほかの大事な部門がやっぱり手薄になりますのでですね。これも多分、ふるさと応援寄附金も20年、30年続く制度ではないと思いますので、やっぱりそこはなるだけそういう工夫をしていきながら、役場の人材はまさに役場のほかの定住促進とか子育て支援とか、そういったところに振り分けられるようにできないかなと思って、今ちょっといろいろ試行錯誤をやっております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

まさに地元というか、町民の方との共同作業でこういったことができれば、職員の方の負担が減るんじゃないかと思imasるので、どうか工夫なさってやってもらえたらと思imas。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

16ページ、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、特別会計繰入金、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、歳出に移ります。議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、総務管理費、1目、2目、5目、6目、8目、13目、14目、23ページまで。大

久保議員。

○2番（大久保由美子君）

22ページの1目の14節の車借上料等と、5目18節の庁用備品に車の購入ということでちょっと御説明をいただいたと思いますが、以前も何か車のリース代とか、何かそういうふうに予算のところをよくついていましたけど、今回は18節は車の購入費というふうに説明をいただきましたけど、そのリースと、実際購入するとのその区分というんでしょうかね、何をもってリースとか購入とかをなさっているのか教えていただきたいです。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

車にはリースと買い上げと両方ありますけれども、現在行っているのはリースにつきましては補助絡みの事業で入れる場合がリースをしまして、単独で入れる場合は購入ということで実施をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

車借上料金1万6,000円。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

こちらの車の借上料につきましては、特別職の分のタクシーを利用される場合がございますので、そのタクシーの借り上げ料として1万6,000円をこれまでの実績を踏まえて補正をさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

1目13節. 委託料、職員採用試験業務委託料。これは社会人経験枠ということですが、今回この制度をとられる、こういう採用される理由をもう一回説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、こういった形で中途採用の社会人枠ということを設けましたのは、特に今回は土木の技術職が非常にここ数年の職員の退職によりまして技術力が落ちているということもござ

いまして、社会人で経験された知識等をこの役場のほうで活用していただきたいということから、今回、こういった枠を設けて採用していくというものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

これ、全協で質問したんですけれども、人の一生にかかわるお話ですよ。期間が非常に短いのではないかと考えているんですけれども、募集期間もですけれども、試験までの期間もですね。これはどういう根拠でもってされているのか、時間的に余裕がないのか。ないというならば、特段差し迫ったこの社会人経験枠を使わないとできないような仕事があるのか、想定されているのか。全協では全くそういうものはないという話でありますし。ありますか。普通の業務だったら要らないでしょうけど、こんな特殊な1級土木施工管理技術士の資格を有する、相当な技術をお持ちの方が要するような事業があるのかですね。ここ数年、こういう技術を持った者がもともといなかったと思うんですが、そういう仕事をしていた方がいなくなったからという程度のもんじゃないですもんね。そういう方ですよ。どこに行っても働けるような方が、この基山町に、それ相応の金額等ではないと思うんですね、給与にしても。今回このような採用をとった枠と、先ほどの答弁、納得いかないんで、大きな事業があるとか、この枠を、人が要るから、こういう目当ての方が要るからとか、大きな事業をするからとかいうことではないのかですね。それとこの募集期間について、もう一回説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、募集期間について申し上げますと、先だってそういう話もいただきましたので、調整をさせていただいて、試験まで少なくとも一月以上はとるという形で進めさせていただきたいと思っております。

ちなみに、本年度ですね、来年度採用の新規採用職員で申し上げますと、大体募集から募集締め切りまで3週間程度でございましたので、そういった意味からすれば、一月程度期間を設けるということで、条件としては同様ではないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、その土木の技術者の必要性でございますけれども、先ほど簡単に申し上げましたけれども、やはり日々土木で工事を発注いたしますと、現場を見たり、それから、必要によっては町単独の工事等については、以前は測量から設計まで本町の職員が行っておりました。ただ、ここ数年、そういった技術者の退職によりまして、ほとんどがコンサルへの委託という形になっております。そういった状況の中では、やはり委託をするということも一つの手段ではあると思いますけれども、そういったいろいろな経験をされた方が役場のほうに入っていただくことで職員自体の意識であったり、スキルも上がっていくと。また、そういった簡易な工事については、直営でやっていきたいと。そういった部分もありまして、今回、この中途採用に踏み切ったところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

一般の職員の募集と3週間というものとは違うと思うんですね。職員のこれからの教育とか、自分の技術を伝えていくとかいうふうな、重要な、これからの将来の人材をつくっていくような人を選択するわけでしょう、採用するわけですね。そう思うと、非常にどうかなと思う部分ありますけれども、この採用について、どういう方法をとられるのか。ほかの自治体では、筆記試験とかいろんな試験よりも面談を何回も何回もしながら、その人となり詳しく知って、それで採用するという方法によって、多くの人が応募をしてきたという事例も最近ありますので、一律的な採用の方法ではなくて、こういったぬきんでた力を基山町に欲しいということなら、そういうところはやっぱり考えるべきじゃないかと思うんですけれども。

それから、建設課長にお尋ねしますけれども、それほど困っていて、建設課のほうからこういう人を採用してほしいというふうな案件を出されたのか、この2点をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、これの専門部署というところは建設課になると思っておるんですが、まず考えたのは、現在、国土交通省、道路法の施行令の改正によりまして、橋梁の点検につきまして、5年に1回必ず、基山町でいえば100橋を5年の中で計画的に点検をしていくというのが義務

づけられたところでございます。

そういう中で、これはもうローリング式で続いていく点検ですので、直営、職員でこの点検をやっていくものをふやさないと、やはり経費がかかっていくというところと、もう1つはやはり技術を知ることによって、次の技術、経済工法等の新しいもの、経済的な有効な活用方法の新しいものへのまたそういった知識も開いていけるというところがございます、一番は、途中でありますのは、やはりそういった経験で来られた方であっても、いろいろな部署を経験されておりますので、ある程度流れの中を知っていただくという中で途中のほうで勉強していただきまして、来年度から即戦力をお願いをしたいというところもございます。

○議長（鳥飼勝美君）

課長のほうから要求されたとかい、て。

○建設課長（古賀 浩君）

建設課の実情については、そのように今申したところも含めまして、やっぱり若手職員が建設に携わった者が少ないというところで、そういった実情をお話ししております。（「要望したかどうかを」と呼ぶ者あり）人員の要望は、そういった専門性のあるものを要望しております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今の質問に関連なんですけど、新規入社された職員の中には大学卒の土木課とかもいらっしゃるかもしれませんが、そういう方たちはどうしても経験年数というのが要りますよね、試験を受けるためには。2級とかをですね。そういうふうな役場での試験を受けさせるというふうな制度とか、受けさせるための、要するにそういう学校に行くとか、そういうシステムはないんですか。よく民間では聞きますけど。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今のところ、そういった形でうちのほうから講習なりを受けて資格を取らせるというふうな制度自体は設けておりません。個人的に自分で勉強していろいろな資格を取っている職員はおりますけれども、本町自体として対応しているものはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ぜひそういうのを採用なさったらいかがでしょうかね。そうすることで、こうやって急に募集する必要もないし、また、どうしても年数が要りますから、大学卒業したらすぐに試験は受けられないと思います。ここでの経験がまた生かされて試験を受けるということもできますからね。そして、たしか民間では少しですけど受験料を補助してみたり、学校に行かないとやっぱり即試験は受けられないので、やっぱりそのときの貸し付けをしてあげたり、何十万円かかるからですね、学校に行くためには。そういうこともあっているようですから、よかったらそこら辺を考えていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに人材育成というのは本当に大事だと思っています。ついきのうもある大学から、いわゆる勤務時間外に大学院の、いわゆるまさに行政とか経済のプロを大学でそういう講座をつくりたいんで、基山町役場からもそういうのを出しませんかみたいな案内が届いておりますし、そういうこと以外もいろいろなものがあると思います。ただ、何点か答えさせていただくと、なかなか土木の専門の人たちはまず来ないです。今全くそういう新規採用のときにそういう専門を持った人たちは全く来られない。これが逆に言えば、今、その人材不足にその部門が弱くなっているというのが一つでございます。

それから、今回はそういう意味では4つの課からそれぞれこういう専門の人が欲しいという応募がございました。その中から、やっぱり町として今一番急いで即戦力で、しかも、それを職員に伝達するような力も含めて考えた場合に建設課の案件が一番だと思ひまして、とりあえず今、今回は建設課の案件でいっているところでございます。

あともう3つの要望もまたございましたので、また今後、定員管理とあわせていろいろ検討していかなきゃいけない課題だと、人材育成とあわせてそういった確保も重要な課題だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに技術者専門職の不足ですね。1名採用されて、今後、委託料、設計料とかいっぱいございますね。その辺の削減も可能なのか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

そういった委託料削減で、まず一番考えられるのは、今言いました橋梁の部分、今は委託を出しておりますが、これについて職員直営をふやしまして、その分の委託料を減らしていきたいというように考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その金額をある程度わかれば出してもらって、職員1名、2年間何ぼ払って、今度は委託料、管理料を外部に出しているのをどのくらいマイナスになったのか、そういう検証もお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

職員採用について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

はい。

品川議員、どうぞ。

○11番（品川義則君）

6目の企画費、13節、委託料、中心市街地活性化基本計画等策定業務委託料、追加で資料をいただいたんですけども、国の制度でこうなるということなんで、基山町としてどういうものを計画で、どの地域をどういうふう計画を立ててほしいとか、最終的なプランですよ。家を建てるからこうやってほしいとかあると思うんですけども、空間だけあって、はい、これというような資料をいただいても何もわからないので、詳しく説明いただければと思いますけど。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

13節の中心市街地活性化基本計画等策定業務委託料に関してなんですけれども、まず、中心市街地の活性化計画と立地適正化計画の両方を目指す考え方もあるというふうには思いますけれども、町としては今回、中心市街地の活性化計画に向けて、まず、平成27年度に実施した中心市街地空きスペース有効利用調査を実施しております。これに基づきまして、今回認定申請をするために業務委託料を組んでいるところでございます。ただ、基山町……（「中身、中身」と呼ぶ者あり）中身ですね、はい。

基山町としては、その調査に基づいて、基山町の中心市街地であります旧役場跡地、それからモール商店街、基山駅前広場、また、基山口の商店街等ですね、また、長崎街道等もありますけれども、こういったところの有効活用をできないかということで中心市街地の活性化のための優先といたしますか、重点的な取り組む場所といったところで今回、中心市街地活性化基本計画で委託料を組ませていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この計画は、いつまでに仕上がってくるのか。それから、今お話しになったような基山町の計画の委託料の資料があると思うんですね。そういうものを出していただかないと、国の政策がこうだからという、この資料じゃ全くわからないですし、口頭で言われても私はなかなかわからないんですよ。仕上がった成果がそれに沿っているものなのかもわからなくなってしまうから、750万円使って、この前の、去年からの流れでこうやりますという話ありましたけれども、それも教えていただかないとわからないわけですよ。突然ぽんと上がってこれが来たのかなと思って聞いたんですけども、やはり流れがありますよね。それに沿ってやっついていらっしゃいますよね。その説明をいただかないと、審議ができないと思うんですけども、どうしてそういうことをされないでしょうか、お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

資料に関しては、そこで十分なものが出していなかったかと思います。ただ、平成27年度

に行われました中心市街地の空きスペースの分ですね、有効活用の調査についても、国の補助金等も活用させていただいております。それを十分に生かしたところで今回、委託料を組ませていただいております。この委託の分につきましては、今年度、平成28年度中に計画を作成したいというふうに考えております。（発言する者あり）申請のための委託料です。申請につきましては、また次年度、29年度にその計画をもとに申請をする予定でございます。ただ、この申請につきましては、町でできる部分というふうに認識をしておりますので、あくまで短期間ではございますけれども、この委託契約の中で中心市街地の活性化計画の部分ですね、これを作成していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

本当に短期間でこの計画はできるということでありまして、今後の始まりから調整あって、内容、それから、今回これやって、来年度こうやっていくというスケジュールプランですね、具体的な日にちが入った、項目が入ったスケジュールを出していただけないか。基山町の一番大事な中心市街地をどういうふうにやっていくのかということ、町は明らかにしないといけないと思うんですよね。計画はできました、地域の皆さん、この近隣の関係者の皆さんという話ではないと思うんですよね。もう少しまちづくり基本条例をつくっておりますので、情報公開をしていながら、町民を巻き込んでいかないと、こういった中心市街地は何回も何回も商工会なり、いろんな団体が計画を立てながら机上の空論で終わっているわけですね。きれいな報告書ができて終わっているんですよね。800万円も使って1回やったことも私も経験——それに入っていたんですけれども、立派なものももらって、はい、終わりだったんですよね。要するに、周りを巻き込んでいないんですよね。だから、町がこう考えただけではできないんですよね。役場の土地だろうが、駅前の自分たちの町有地だろうが、それに絡む人たちを巻き込んでいかないと、この計画はいつまでたってもできないでしょうから、その辺のところも詳しくわかるような、どなたが聞いてもわかるような資料をつくっていただかないと、委託先に対しても明確なものは伝わらないでしょうし、それができ上がった計画についても、我々は明確にはわかりませんし、最終的には町民の皆さんにお知らせをしないといけないんですけれども、それも明確にできませんので、明確に説明できるような資料をぜひつくっていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長、今に関して答弁してください。基本的なことですから。

○町長（松田一也君）

まず、これまで基礎調査を幾つかやりました。そして、今年度中にもう本当に、まずは中活の認定をとりに行きたいと前からずっと言っているんですけどね。申請書の原案みたいなものを今年度中につくって、実際の申請は多分、来年度、省庁と調整しなければいけないので、もちろんおっしゃるときにそこを地域と話し合っていないければ、認定をもらっても動かないみたいな話になりますので、今言ったようなことを口頭で言っても伝わらないと思いますので、きちっとまた委員会の中で資料でお配りさせていただいて、説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長、今の資料の提出についてはよろしいですか。阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

資料については、ちょっと整理をさせていただきまして、御提出させていただきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これもちょっと所管です。品川議員と同じ項目、企画費の委託料ですね。先ほど町長答弁がありましたように、これまでに中心市街地等土地利用検討調査業務、中心市街地空きスペース有効活用調査等委託料、これ予算ベースでいくと、928万円使っているわけです。これは地方創生の交付金だったと思います。それに今回750万円の一般財源を使われます。町長、この説明をされるたびに非常に難しいと何度も言われました。今までで一番小さい自治体でも豊後高田市が一番小さいところで認定を受けていると。それが本当にこの基山町で中活をとる意味があるのか、そして、中活をとらなければできない事業なのか、ここを改めてお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これから考えている幾つかのプロジェクトの中で、中活法の認定をとっていると、より効果的に進められるものがあると想定して、今——当然それがなければ中活法をとりに行く必要はありませんので、そういう準備を今進めているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、町長としては五分五分だと、認定を受けられるかどうかというのは、50%行くか行かないかだろうと。ただ、私は50%であればですね、そして、これがなければできない事業であればとりに行っても、やはり挑戦する意味はあるのかなと思うんですけども、もしこれ以下だと、これにまた750万円一般財源つぎ込んで、また次の申請にまたお金つぎ込んで。しかも、その事業をするときに一体幾らの経費がかかるのかわからない中で、私たちはこの委託料をなかなか、ああ、そうですか、はい、わかりましたって通すわけにはいかないんですよ。ですから、町長の頭の中にある具体的な事業というのが伝わってこないんですよ。どこをどうやりたいのか。ましてや、役場跡地に関しては、若年層の地域優良賃貸住宅でいきたいと。ただ、これは中活にかかわらずやりたいという答弁がありました。ということは、ここはまず関係ないと。では、じゃ、どこなのかというところを考えると、非常に悩みます、私たち。これを通していいものかどうか。ましてや、債務負担行為もされていないので、750万円、今年度中に恐らく使い切るんでしょう。ということは、今年度で申請ができるわけではないので、次にまた来年度で新たな予算が必要になってくる。結果的に認定できませんでしたでは、なかなか町民に対しての説明も私たちもできない。そうした中で、その辺の気持ち的なものをぜひ町長に改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

自分にあれをつける意味でも、5割以上の確率でとりに行きたいと思っています。とれると思っています。

あと、案件についてはやっぱり商店街の空き店舗とかに対しての補助が使えるということと、あとは駅前の整備に少し補助が使える。ただ、もちろん御存じのとおり、民活法は民でやらなきゃいけないので、その主体をどうするかとかいう議論もあわせてこれから進めていかな

ければいけない。そういう意味では、きょう午前中話題になっていた、テーマになっていた農業の活性化協議会と全く同じ、その商工版みたいな形になりますので、品川議員と久保山議員がおっしゃるとおり、その事業者の皆さんに納得して一緒にやってもらうようなことが大事だと思っております。だから、とれることよりも、そのことがさらに大事だと思っておりますので、そこをうまくやれるように頑張りたいなと思っております。

それから、来年度は、担当課はちょっとびびるかもしれませんが、申請に関してはなるべく予算をかけないように、今年度で申請の下調査はやって、なるべく申請にはお金をかけないように、そして、もし本当にそこでまたお金をかけるようでしたら、もう90%ぐらいの確率でとれるような、そういう目算が立ったときのみにならせていただこうというふうに思いますので、そこはぜひ御理解いただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この予算の説明の際に、中心市街地活性化基本計画等ということで、この中活法なのか、立地適正化なのかというふうな非常に曖昧な答弁だったんで恐らく資料も中活と立地適正と両方ついているんだと思います。ということで、町長としてはもう中活でいくんだということではよろしいですか。

それともう1点、例えば、町長言われましたように、これはまちづくり会社なり地元のいろんな民間の団体との連携が必ず必要になってきます。そのあたりの大まかな図というか、そういうのまでできた状態での今回なのか、それとも、先ほど90%ぐらいにやっぱり持っていきたいと、とれる確率を。であれば、その確率まで持っていった時点でこれを申請することができないのかどうか。

要するに、ある程度、今の非常に曖昧な状態でこのお金をかけるのではなく、ある程度きちんと足元を固めて、そして、行けるというふうな算段がある程度ついた後にこの申請ができないかどうか、ここをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

こういうものの申請は事前打ち合わせというのが何回もやらなきゃいけない、多分何十回

もこれからやらなきゃいけないようなそんな話になりますので、そのときに資料がなくて打ち合わせはできませんので、逆にその事前打ち合わせの資料を今回つくろうとしているので、それで逆にうまくいくようになったら本申請になりますので、それが9割という、そういう話の流れでございます。

それから、さっき言われた、今後どういう組織をつくっていくかみたいな話の絵図面みたいなものは今描いているところでございます。

もう1つ、立地適正化につきましては、現実はまだ立地適正化の計画を立てている自治体、認定をもらっている自治体はまだ非常に数少のうございます。逆に言えば、中心市街地をとったところが大体とっているところも幾つかダブっていますので、まずは中活をとった後に、さらにそのときの状況にまた旬であれば立地適正化にもチャレンジしたいというふうには思っていますが、まずは中活が先というふうに思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

これに関連して。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

久保山議員の真剣な質問に対して、ちょっと申しわけないんですけども、5目の財産管理費の中の補正額の財源内訳に、その他でマイナス3,800万円、一般財源で3,876万1,000円という数字は、この節からはどういうふうに読み取ったらよろしいんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この財源内訳の変更は、その歳出の金額とは関係がございません。この△の3,800万円が何かと申しますと、歳入のところで公共施設の繰入金を△の二億何千万円しておりますけれども、その振り分けで財産管理費のほうから財源を引いたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、23ページお願いします。河野議員。

○8番（河野保久君）

8目の財政調整基金費の積立金、これは繰越金の2分の1以上ということで、いつもきっちり2分の1積み立て——きっちりいつも2分の1なんですよね。これは2分の1以上だったら別に構わないわけですよね。今回、またちょつきり2分の1にした根拠、例えば、もうちょっと余裕があるんなら、逆に言うと、もう少し積み立ててもいいんじゃないかなという気もするんですけど、その辺の根拠、積み立て金額を決定した根拠があればお教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃいますように、2分の1以上の積み立てになっていますので、全額積み立てても構わないんですけども、通常今までのやり方ですと、当初予算で繰り入れをしている公共施設整備基金とか、それを残りで繰り入れをやらないというふうな財政運営の仕方をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その下の14目の防災諸費で、需用費が119万7,000円、消耗品費。これは災害による備蓄食品というふうな話を説明いただきましたけど、この100万円ぐらいの予算、どういうものを備蓄食品として購入されたのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

備蓄に関しましては、人口の5%程度の約1日分ということで算定をさせていただいております。そして、そういった中で、アルファ米と申しまして、水等を入れましたら食べられますお米がございますので、そういった部分であったり、乾パン、クラッカーでございますけれども、まず、アルファ米が1,600食、乾パン、クラッカーが1,000食ということで、人口の5%が約2,607人でございますので、2,600食を確保している。それから、水に関しては2,600本ということで、今回、補正をお願いしたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、今回購入されたこの分の消費期限は何年ぐらいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

基本的には5年になりますので、今備蓄しております食料品、水等の最終的な消費期限も考慮しながら、購入時期を検討していきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、24ページ、徴税费、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、監査委員費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

27ページ、社会福祉費、1目、2目、5目、6目まで。ございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

2目の老人福祉費で、13節．委託料、地域介護予防活動支援業務委託の100万円ばかり、それから下の負担金補助及び交付金の部分ですね、これをちょっと説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

2目13節．委託料の地域介護予防活動支援業務委託料についてですけれども、これは鳥栖の広域のほうからの委託事業ということになっております。健康寿命の延伸のため、高齢者

を支える地域づくりのキーパーソンを養成する講座を8回ほど開催するような委託になっております。

地域のほうで運動の講師等になれるような養成講座を開いて、地域でそういう活動をしてもらおうというキーパーソンをつくる、養成していく講座の委託料になっております。

あと19節のほうですけれども、介護予防施設等整備事業補助金、これは先ほど歳入のほうでも申し上げましたけれども、スプリンクラーの分と、ロボットのベッドの分のうちのほうからの歳出の予算ということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

28ページ、児童福祉費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、保健衛生費、1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、清掃費、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、農業費、1目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、商工総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、道路橋梁費、道路新設改良費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、都市計画費、公園費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

35ページ、住宅費、住宅管理費。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

委託料の町営住宅建替検討調査支援業務委託料ですね、これは園部団地ということですが、園部団地の何を委託されるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、園部団地の更新につきまして内部決定をする必要がございます。その中で、事業費等ですね、今、住宅の法律改正等によりまして、バリアフリー化が主となっております。そういったものが前例事例的に少ないものですから、専門的な支援をいただきながら計画的な、どのぐらいの財源が必要なのかとか、あるいはどういう規模になるのかとか、そういった内容の中身を検討いたしまして、その中でいろいろな手法を検討しまして、実際どのような形で園部団地の更新等を考えていくのかというのをこのところで支援を受けて決めたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ということは、建物の図面ができるわけではないんですよね。その前段の、例えば、バリアフリーの計画とか、その辺ちょっともう一回教えてください。その図面ができるのか、建物の。それとも、これで何ができるのかがわからないです、済みません。

○議長（鳥飼勝美君）

委託内容を。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、できるなら図面は参考図としてできることになると思います。というのは、参考的な図面をつくらないと、建築費とかそういうものが出てまいりませんので、そういったものは現在の67戸の中から、そういった条件の中で参考図的なものはつくってまいります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

参考図、いわゆるモデルの図面だと思いますが、それはどうなんですか、基山町としてある程度の提示をした上でつくられるものですか、それとも、ここがもうまっさらの段階からこの64戸、63戸、70戸わからないですけれども、それを公営住宅とするのであれば、こういうものになりますというをつくられるのか。基山町から提示されるのか、向こう側が70軒ぐらいの建物を一方的に提示するのか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、67戸が現在の戸数でございますが、町のほうからそういった条件は提示をすることになるかと思えます。ただ、1つのパターンではなくて複数のパターンで検討の材料となるような形で、従来、他事例としてされているいろいろな直営の工事であったり、あるいはPFIであったり、また、その他の手法であったりというのを幾つかのパターンで基山町にどれが一番合うのかというのを検討できるような形の資料を作成していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

同じく住宅管理費の耐震事業費補助金ですね、昭和56年以前の建物の耐震診断のために7万5,000円掛ける10軒分とかなんとか言われたような感じ、ちょっとこれ説明してください。

県からの補助が22万5,000円ですので、基山町の持ち出し分は52万5,000円というふうになるかと思いますが、その辺も含めて説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この耐震事業の補助金というものが、来年度を考慮しておったんですが、通常であれば国3分の1、県と町で3分の1、これを折半しますので、一応6分の1、6分の1、それと所有者が3分の1の負担となります。

今回補正でお願いしたところは、佐賀県が同じく9月の補正で、この耐震診断の推進を行

うというところで、県の負担のかさ上げが今、議会のほうに諮られております。そういった意味で、町のほうも県の軽減と町の軽減を合わせまして、所有者の軽減を図ることによりまして、耐震の調査も診断の推進を行うということができますので、それで今回の補正でお願いいたしました。このかさ上げというのは時限的になっておりまして、平成28年から平成30年度までの3カ年というところで推進をいたしまして、その後はまた通常に戻るような、県はそういう考え方になっております。今回、それにあわせて軽減を受けられるような形でお願いして、軽減を受けますと、国3分の1、県が6分の1、市町が6分の1にプラス12分の1、要は所有者負担分の12分の1を県と市町で12分の1ずつ負担するという形になりまして、金額でいえば、通常であれば診断費が9万円と仮定しますと、3万円の所有者負担がこのかさ上げによりまして、1万5,000円になるというところでございます。一応、基山町の単独も確かにあるんですが、町長の意見交換の際にも、そういった耐震に関する意見等がございましたので、この辺の関心がございますので、今回、この県の軽減策に基山町も一緒にやらせていただきたいということで提案をさせてもらっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1万5,000円で耐震診断を受けられると。その件数が10件ですが、さっきちょっと言われましたが、今年度はこの予算と。平成28年度から30年度まで、これは続けられる予定であると。その予算は来年度以降はまた継いでいくという考えでいいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

また来年度は来年度でお願いをしたいと考えておりますので、30年度まではこの軽減で、今回、佐賀県も同じように9月議会に上程されておりますので、ぜひ通していただければ、そのように考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言われた部分を、この8款5項1目に入れている理由は何ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

確かに住宅事業として建設課が持っておりまして、この耐震も最終的には一級建築士の専門のほうにこの申請者の方が出すことになるんですが、その辺の内容のチェックというところもごございますので、住宅事業を持っているこちらのほうで入れさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

この8款5項1目の住宅管理費の住宅というのは、これ、町営住宅を指した内容じゃないんですか。今言われている部分で、この耐震事業の補助は、これ民間の住宅、家に補助するとなれば、これはここに入れてできるのかなと思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

国庫の歳入が、恐らく住宅局の所管じゃなかったかと思います。うちの歳出では住宅費に入れているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

基本的なことよ、これ。町営住宅のことならばここでいいですけど、一般の町民の住宅の分でしょう。はっきり言って、防災費か何かでもいいわけやね。消防費か何かのあれ。

（「総務費か何かつくらばいかん」と呼ぶ者あり）総務費か何かの防災費か何かに該当する。（「これ町営住宅やもんね」と呼ぶ者あり）城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

おととしぐらいの住宅リフォーム補助金も住宅費で組んでいたと思いますので、同様の処理をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

いやいや、前がしとったけんしとっじゃなくて、やっぱり適正にそれは変えていくべきじゃないですか。そのとき気づいとらんとやから。

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

来年以降につきましては、また慎重に対処していきますけれども、今年度につきましては、この方向でさせていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

何か委員会でもう1つありましたけどですね。そういうことでよろしく来年度から適正な費目にするそうです。

次ありますか、36ページ、消防費。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

3目の消防施設費の中の15節。工事請負費ですね、防火水槽新設工事。説明では、古屋敷にこの防火水槽を新設するということですけど、今、住居が1軒か2軒いらっしゃる、あの古屋敷でよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

はい。今、議員がおっしゃられたところに設置をさせていただきたいと考えております。今回、古屋敷地区につきましては、水利がほとんどございませんので、やはり緊急の場合には防火水槽でなければ対応できないということで、今回、40トンの防火水槽をお願いさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

関連してですけど、防火水槽はいろいろ見回っていると思うんですけど、これで、ここをつくったら大体完備されているものなのか、まだやらなきゃいけないところがあるというものをつかんでいるのかどうか、その辺は調査か何かされているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

詳細な数字は覚えておりませんが、今回、この古屋敷の防火水槽をつくることによって、ホース延長としては6本を大体想定しておりますけれども、6本で届く範囲の部分

は完了するのではないかと考えております。その防火水槽、消火栓などを合わせたところで
そういうふうで今回の分となります。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。37ページ、教育総務費、事務局費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

38ページ、小学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

40ページ、社会教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、保健体育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

42ページ、農林水産施設災害復旧費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、公債費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

44ページ、諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

45ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第39号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の24ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、同じく歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書3ページをお開きください。

歳入、国民健康保険税、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、同じく国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に移ります。9ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第40号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の27ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

28ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書3ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、繰出金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第40号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第41号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の30ページをお開きください。ございませんか。31ページまでです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書1ページをお開きください。
収益的収入及び支出、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

2ページ同じく、3ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、資本的収入及び支出、収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、8ページ、9ページ、キャッシュ・フロー。重松議員。

○9番（重松一徳君）

建設改良費含めて説明をお願いしたいんですけれども、資料の30ページに公共下水道施設の整備施工の位置図が載っています。今回施工する場所が田中铁工の裏のほうになるという形で、今後この地域がですね、今はまだ宅地になって家が建っていないところもありますけれども、ここが、この下水道を通すことによって今から先どのように開発が進んでいくのかというのと、もう1つは、きのう久保山議員が一般質問だったと思いますけれども、都市計画の見直しの中で、線引きの見直しの中で軽微な見直しをする場合は、永田地区が一定程度考えられるというふうな答弁があったろうと思いますけれども、この永田地区というのが今回整備する――川の反対側になりますね。そうすると、今後の下水道の整備計画も含めてになりますけれども、どのような形で進んでいるのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、委託料の分でございますが、今、構成市と協議を進めております。今後、もうちょっと具体的に面積とかそういった内容を詰めてまいりたいと思っております。その中で、本年度計画しておりますのが、全体計画の見直しを考えております。最終的には見直しに応じて事業認可の区域の見直しを行うことになってまいります。これは浄化槽整備区域と公共下水道区域のエリアのすみ分けというところでも関連をしましてまいります。そういう中で、今

後の具体的な資料等を専門的に作成しながら検討材料で協議をさせていただきたいというところがございます、今回ここに提出をしております。この中で、当然、方向性なりは全体協議会等、そういった機会でもた協議の途中で情報提供させていただければと思っております。

それから、工事費についてですが、これにつきましては、当初でこのエリアの区域の実施設計をさせていただきました。この実施設計の入札減が出ましたので、実施設計の額の確定というところで全体事業費がございますので、工事を行い、地域の下水道整備を推進するという形で、そういった実施設計の確定に伴って生じた金額を、15節の工事費に回させていただいて、整備に使ってまいりたいというふうに考えております。

この内容といたしましては、この中には当然、もう既に家が建っているものもございます。ただ、ここは20年前後の浄化槽を使われておりますので、そういった浄化槽も老朽の時期だというところで接続の御希望がございますので、そういった現在建っているところ、あるいは畑等——畑が多いんですが、畑等をですね、こちらは建築可能な土地ですので、開発可能な土地ですので、そういった土地についても開発が推進できるような形で今回このエリアをさせていただくところでお願いをしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ここが今からの開発も含めてできるというのは私もわかるんですけど、今回の工事1回だけでは、これは管渠築造は無理かなと。おまけに、この合計710万円ぐらいですかね、これじゃとても全体工事はできないと私は思うんですけどもね。下水道工事というのは、どうしてもかかりますからね。そうすると、ここだけでも、例えば、今年度、来年度含めてされるのかなと思いますけれども、全体工事としてここに示されている部分だけでも、どれぐらいの費用がかかるというふうな見込みですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それはちょっと正確なものではないんですが、概算といたしまして、こちらに1億5,000万円前後の工事費が必要だと考えております。（「1億5,000万円」と呼ぶ者あり）いや、

このエリアの、今、資料の30ページにお示ししているエリアの全体でその程度かかるんじゃないか。今回お願いをしている分につきましては、マンホールポンプ等ですね、当然、接続も可能な工事まで行うわけですが、その中の一部で国の事業費の範囲で行いたいというふうに考えております。今言いました総額につきましては、当然、国の事業費をいただきながら、単独事業の減額を減らしながら整備を進めさせていただければと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。10ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

日程第15 認定第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 認定第1号 平成27年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第1号に対する質疑を終結します。

日程第16 認定第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 認定第2号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第2号に対する質疑を終結します。

日程第17 認定第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 認定第3号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第3号に対する質疑を終結します。

日程第18 認定第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 認定第4号 平成27年度基山町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第4号に対する質疑を終結します。

日程第19 報告第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 報告第4号 平成27年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

日程第20 報告第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 報告第5号 基山町一般会計継続費精算報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

日程第21 報告第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結しました。

日程第22 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。基山町議会会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後3時46分 散会～